

令和3年12月6日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
参事補佐	樋口	安澄
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之							
副	市	長	松崎賢明							
副	市	長	松尾一秋							
教	育	長	橋本吉史							
総	務	部	長	原	亮一					
企	画	部	長	石	井稔郎					
市	民	部	長	牛	島憲治					
健	康	福	祉	部	長	橋	本	妙	子	
建	設	経	済	部	長	山	口	英	二	
教	育	部	長	原	信	也				
総	務	課	長	秋	山	勲				
人	事	課	長	牛	島	新	五			
財	政	課	長	田	中	和	己			
防	災	安	全	課	長	毛	利	昭	夫	
企	業	誘	致	課	長	橋	本	秀	樹	
環	境	課	長	石	橋	信	輝			
福	祉	課	長	栗	山	哲	也			
子	育	て	支	援	課	長	平	島	英	敏
建	設	課	長	轟	研	作				
農	業	振	興	課	長	松	藤	洋	治	
第	一	整	備	室	長	木	村	孝		
第	二	整	備	室	長	堤	辰	幸		
学	校	教	育	課	長	郷	田	純	一	

議事日程第2号

令和3年12月6日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 松 崎 辰 義 議員
- 2 橋 本 正 敏 議員
- 3 堤 康 幸 議員
- 4 三 角 真 弓 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの一般質問、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。橋本正敏議員、三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。

私は、さきの通告に基づき一般質問を行います。

まずは環境問題です。

今年9月に、忠見にあるうすま・ふぁーむぱーくの屋根が落ちているという連絡があり、行ってみると、屋根がぺちゃんこになっていました。その足で環境課に行き、状況を聞き、

迅速な対応と臭気の測定など、住民に被害が及ばないように求めました。その後、再建中でありますけれども、今日までの対応はどのようにされてきたのかお聞きします。

近いうちに工場は再建されると思いますが、いつ、どのように再開される予定なのか、どういったスケジュールになっているのか、お聞きします。

再開後、材料が入れば、臭いの問題があると思いますが、今後の悪臭対策はどのように考えておられるのか、お聞きします。

次に教育問題についてです。

ある小学校の保護者から、中学校の制服が統一されると聞きました。お下がり頂くようになっていたらしくて、またお金がかかるということでした。素朴な問題ですが、なぜ統一されるのでしょうか。八女市広報を見ると、なぜ統一されるかは書いてありませんでした。

そこで、統一されるようになった経緯と、今後の進め方についてお聞きします。

次に、不登校についてお聞きします。

年々不登校は増え、特に中学生について増えています。中1ギャップということがよく言われますが、中1ギャップの定義とはどういうもののでしょうか。一般的に、中1で急増するいじめや不登校を意味するようです。今、学校統合を検討中で、義務教育学校になれば中1ギャップの解消につながるとされています。

では、義務教育学校と小中学校における不登校の違いはあるのでしょうか。

次に、義務教育学校についての検証を公開しなくていいのかという問題です。

教育長は、北浜学園について、保護者からも地域からも評価をいただいていると言われましたが、それらを公開し、義務教育学校をより理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

次に、見崎中学校校区統合の進捗状況ですが、3校を統合して義務教育学校を設立することで方向性をまとめ、今月から来年2月までに地域懇談会をする。教育委員会は助言者として参加されるようですが、どのような懇談会なのか、教育委員会はどのように捉えているのか、助言者とはどういう立場なのか。また、懇談会が終了したら、今後の在り方についてどうされていくのかお聞きします。

最後に、将来の学校の在り方についてお聞きします。

義務教育学校に全てなるのか。なるなら何年後を目指しているのか、ならないなら義務教育学校と小中学校の均衡はどのように保っていかれるのか。

あとは質問席よりお聞きしますので、分かりやすい言葉で明解な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、環境問題でございます。

うすま・ふぁーむぱーくの屋根が崩落し、再建中であるが、今回までの対応はどのようにしてきたかという御質問でございます。

崩落直後に県と現場確認を行い、市においては周辺地域への影響を調査するため、臭気測定を実施しております。また、再建の進捗状況については、県からの情報提供を随時受けております。

次に、いつ、どのように再開する予定なのかというお尋ねでございます。

県からの情報によりますと、施設側としては12月再開の希望をお持ちのようですが、試験運転や搬入業者等の関係者と調整が必要であり、現時点では確定しておりません。

次に、再開後の悪臭対策はどのように考えているのかという御質問でございます。

これまで同様、県との連携を保ちながら、事業者に対し、臭気抑制を促し、悪臭が発生した場合は、悪臭防止法に基づき対処してまいります。

次に、教育問題につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

2、教育問題について、(1)制服について、ア、中学校の制服が統一されるのはなぜかとのお尋ねでございます。

新しい制服につきましては、中学校長会による調査研究に基づく制服統一の提言を受け、学校関係者、保護者、学校教育課で構成する制服検討委員会が立ち上がりました。その制服検討委員会において、保護者の経済的負担の軽減等の理由で、統一仕様の制服にすることが望ましいという考えが示されました。

次に、(2)不登校について、ア、義務教育学校と小中学校における不登校の状況に違いはあるのかとのお尋ねです。

義務教育学校の不登校数については減少傾向にあります。他の小中学校については、年度によって不登校数やその増減があるものの、全体としては増加傾向にあります。

次に、(3)学校統合について、ア、義務教育学校の検証について、現在検討中の地域に公開する必要はないのかとのお尋ねです。

義務教育学校の検証につきましては、学校評価、学校訪問、各種統計資料、校長との面談等で行っておりますが、地域の方々から大変高い評価をいただいているところです。

具体的な学力の向上や不登校数の減少などの概要につきましては、学校づくり推進協議会において、各校区の代表の方々に対して紹介いたしました。

次に、イ、見崎中校区の進捗状況と今後の在り方についてどのように考えているかのお

尋ねです。

11月17日に見崎中学校区の学校づくり推進協議会が開催され、学校づくり推進協議会としての原案がまとめられております。今後、原案を基に、地域の方々との懇談会が開催され、さらに協議を重ねられると伺っております。

ウ、将来の学校のあり方をどう考えているかとお尋ねです。

将来の学校のあり方につきましては、学校再編整備基本構想に基づきまして、様々な条件を踏まえ、関係課との協議を行ったりしながら検討を進めてまいります。

以上、御答弁を申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

経過は大体分かりましたが、屋根が崩落したという一番の原因は何だったのか。その対応というのは今回十分できているのか、お願いいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

今回の屋根が崩落した原因はということですが、当時の天候からしても、その天気による影響というのは非常に考えにくい。現場のほうを確認しますと、可能性として一番考えられるのは経年劣化ではないかということですが、特に、屋根の小屋組み部分が鉄骨と木材と組合せで造ってあったんですけれども、その接合部分の傷みが著しかったのかなという感じで判断しておりますが、直接的な原因というのは、まだ調査中の部分もあるということですので、また、県のほうからも詳細な報告を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

直接の原因、詳しいところはまだ調査中だということですが、鉄骨と木との違いですね、なかなかふだんはあんまり目にしないというか、聞かない構造だろうと思っておりますけれども、これで建築確認は下りていたということですか。

○環境課長（石橋信輝君）

その構造で下りていたということだろうと認識しております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

今、だろうと言われましたけれども、そこは確認できていないということですか。きちんと確認は取るべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○環境課長（石橋信輝君）

今御指摘いただきました点につきましては、県のほうにもまた確認を取ってまいります。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

県のところですがけれども、そういう部分も市民に対して影響があるところですので、きちんと確認を取って対応していただくよう強く要望をしておきたいと思います。早速確認を取ってみてください。

それから、そのときの市民からの苦情といいますか、いわゆる悪臭が漏れたとか、そういった苦情はなかったのかどうか、お願いします。

○環境課長（石橋信輝君）

崩落直後の現場におきまして、周辺住民の方々からの悪臭等の苦情は上がっておりません。以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

さっき市長の答弁で、臭気測定も行ったと。多分、異常はなかったんだろうと思いますが、何月何日、どの地点で、大体地上1.5メートルですかね、臭気測定の規則はあるようですが、それはどうだったのか。何月何日何時頃やったのか、お願いします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

まず、施設の解体工事が始まりましてのが9月20日ということでございます。そして、臭気測定調査を実施しましたのが9月22日でございます。そして、調査ポイントが、施設の北東の部分の隣地になりますけれども、そのポイントと、西側の隣地において調査を行ってございまして、調査時間が大体朝が9時から10時の間、2回目の調査が2時から3時の間、3回目の調査が夕方6時頃ということで、各ポイントとも時間を分けて3回ずつ調査してございまして、その採取しました臭気を業者のほうに提出しまして、結果としましては基準未満の結果であったという状況でございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

そこまでしていただいて、やっぱり調査することで安心感というのも出てくると思いますし、3回調査をされて、いずれも基準値以下だったということですので、住民の方も安心されたらと思うところですが、今後、いつ、どのように再開するのか。業者との連携とか、いろいろさっき答弁がありましたけれども、業者のほうは12月にしたいということですが、試験運転、そういうものでまだ未定だということですが、どのようになるのか、見通しというのはまだ立っていないということですかね。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

まだ改修工事のほうも終わっていない状況でございまして、終わって、現地の確認等も行いながら、屋根のふき替えとかもしてありますので、試験運転等も行って、あとまた臭気が漏れないかとか、そういった確認等々行いながら、今、搬入業者さんも止めてありますので、その辺りとの再開の調整とかも出てくるでしょうし、正直なところ、いついつからという明確な期日が今のところは分からないというところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

まだ屋根の工事も全て終わっていないということですので、まだまだだなと思いますし、試験運転、安全確認をされるということだろうと思います。

安全確認の試験運転というのはどのようにされるのか、お願いします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

県に確認したところ、今、新たな搬入物を止めていますので、その辺りを1回ちょっと試しに入れてみて、それで実際の発酵作業をしてみて、うまく機能するか、また、臭気の程度はどんなものか、そういったところをやりながら試験運転を行うと今のところは聞いております。

○21番（松崎辰義君）

ということは、発酵させて試験運転ということでありまして、10日なり15日なり、日程的には普通に考えると12月の操業は無理だなと思うわけですが、特に県とのそういう協議の中で試験運転も、そして、二度と悪臭が漏れないような形で再開をよろしくお願ひしたいと思ひます。

悪臭防止対策がどうなるかということで、法に基づいてやるということですが、一番心配したのは地域との関連ですね。地域に悪臭防止対策会議がございしますが、ある方からこの会議が動いていないと聞きましたが、つい最近、ある方から、実は違う臭気の問題があつて、そこを見に行つたんだと。実際には動いているとお聞きしましたので、それは安心をしているところです。ぜひ一緒になつて、そういうところもきちんとやっていただくことを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、制服の問題ですけれども、なぜ統一されるのか。先ほどの答弁では、金額の問題、金銭的な問題があると思つておりますけれども、具体的にどのようなものか、ちょっとお願ひします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

制服の統一の理由として、今、経済的なものがあるということで御答弁しておるわけです

けれども、そもそも出発点は、性の多様化に関する問題、LGBTQ、これへの対応が詰め襟学ランとかセーラー服等ではなかなかできにくいと。どうにかしないといけないというのが出発点でございます。それで、制服をどうにか変えていかないといけないという問題からまず出発して、変えるならば、以前から学ランにしてもセーラー服にしても、蒸し蒸しするとか、いろんな機能性の問題が言われておりましたので、変えるならばそういう機能性を向上させていきたいと。機能性を向上させるとなると、単価が当然上がっていくということになります。

八女市内では、中学校とはいえ小規模校が多うございます。今現在は学校ごとに制服を検討して、制服のメーカーさんと契約を結んでという形で進めておるわけですがけれども、そうになると、人数が少ない学校につきましては当然製造数が物すごく少ないわけですから、オーダーメイドと申しますか、それに近い形でしか変えられないということで、小規模校からはなかなか単独では変更が難しいという声が以前から上がっておりました。そうになると、小規模校でも価格を下げて、そして、保護者の方々の負担を減らせないかということでありましたので、ブレザーで全市統一仕様の制服にして、質も上げ、そして、価格も下げられるようにしていきたいということが原因でございます。

○21番（松崎辰義君）

オーダーメイドになって単価が上がるということですがけれども、どれぐらいの価格差が出てきそうな感じですか。調べられましたか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

価格差につきましては、差をはっきり申し上げるのは大変難しゅうございます。と申しますのは、同じメーカーなりの制服でありまして、同じ学校の制服でも、その品質によって10千円から20千円幅がございます。我々がちょっと調べましたのは、その中で一番売れている、一番出ている製品で調べました。そしたら、やっぱり6千円から7千円、学校によって差が生じているというのが現状でございます。

○21番（松崎辰義君）

中学生を抱える保護者の方々としては非常に出費が多いと我々も思いますので、6千円、7千円の差は非常に大きいだろうなと思うところです。そここのところはよく分かりました。

実は、広報を見ますと、10月3日、5日、6日に、おりなす八女の研修棟で中学校制服のサンプル展示が開かれております。課長に聞いたら、結構何人も来られたということですがけれども、実際のところ子どもたちというか、生徒たちで何人ぐらい来たのか、保護者の方々は何人来たのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

私もその場におったわけですが、はっきりなしに来られました。具体的な数は把握しておりませんが、とにかくたくさん来られました。

保護者の方の声といたしまして一番多かったのは、やっぱり家庭での手入れをとにかく簡単にできるものにしてほしいというのが一番多かったです。それと、次に多かったのが、着心地がいいとか活動がしやすいものを選んでもらいたいと。3番目が生地、先ほど申しました蒸すというのが以前から、夏場に蒸したりとか、冬場は逆に寒かったりとか、すーすーしたりとかというのがありましたものですから、除湿、保温というものにしてほしいというのが3番目で、4番目が価格でございました。そのような意見をその場でアンケート等で頂戴しておりますので、それに基づいて対応しているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

はっきりした数は分からないけど、今、課長の答弁でははっきりなしにということですので、かなりの方が見に来られたんだろうと。非常に興味を持っていらっしゃるというか、関心が高いことがうかがえるわけですが、なかなかそこに行けない方もあると思うんですね。それで、子どもたちの着る制服ですので、やっぱりきちんとみんなが見れるような体制というか、そういうものが必要だと思いますけれども、例えば、各学校に展示を何日間かずつやって各学校を回ってもらうとか、そういったことも今後必要だと思いますが、今後どう考えられておられるのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

11月下旬から12月下旬、約一月かけまして各学校を巡回と申しますか、サンプルを回すというか、そのように計画をして、今既にスタートしておるところであります。その中で、子どもたちの声というのも実際に着せて聞きたいと考えておりますので、ただ、全員をとというわけにはまいらないものですから、学校のほうで子どもたちを選抜していただいて、その子どもたちに実際に着ていただいて、そして、どうかという意見をもらうということで、一月期間かけてやりたいと思っておるところです。

○21番（松崎辰義君）

非常に丁寧にされていると思いますし、実際に子どもたちが着てみるというのは本当に大事なことだろうと思いますし、また、今言われたように、各学校にきちんと回していくということでは、保護者の方もおりなすまでは行けなかったけど、学校だったら行ってみようかというところもあると思いますので、非常に大事なことであると思います。

広報を見ますと、制服の機能やデザインなどの詳細については、展示会で小中学生や保護者、学校からの意見を基に、メーカーと連携して修正するとありましたけれども、これはそ

のときにいろいろなデザインとかなんか、若干学校で自分のところはこういうのがいいなどなったときに、各学校で変わるということなのか、いろいろ意見はあっても最終的には統一になるんですよとなっていくのか、その点どうされますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

デザイン等につきましては、今から詰めの作業をメーカーさんたちと、それと検討委員会との間で行っていくということでございます。

メーカーさん方からプレゼンをしていただいたんですけれども、そのときに、例えば、今物すごく制服の質が我々の頃と比べても格段に向上しております、デモンストレーションで、ケチャップをぶわっと白いシャツにかけられました。ビーカーに水を入れて、そこからすつと下ろしたら、全部すつと落ちていきます。それぐらい撥水加工がすごいと。

マネキンに真っ赤な下着を着せて、そして、白いシャツを着せられました。そしたら、下着の色は何ですかと聞かれて、全く分かりません。だから、透けないということです。

ですから、それぐらいのレベルの生地になると当然単価が上がってまいります。

その各社、何種類かランクと申しますか、それがございますので、どこまでだったら大丈夫なのかということとか、そういうのを今から詰めていくと。

価格につきましては、大体今平均の単価が4万数千円あります。ですから、そこから必ず安くならないと、結局我々が目指している目的、保護者の負担軽減であるとか子どもたちの機能性の問題であるとか、そういうものがクリアできませんので、それを両方満たしていけるように、今からデザインも含めて、生地も含めて、詰めの作業で交渉していくということでございます。

○21番（松崎辰義君）

制服がブレザーということで、ブレザーの下に着るシャツ、今言われたのも、それが透けないとか下着の色が分からないとか、そういうことだろうとは思いますが、非常にその価格の面で高いと。今現在、1校だけブレザーを使っていますけれども、そこも下に着るポロシャツは決まっているわけです。その価格が非常に高いと言われております。

いかに安くするか。それから、保護者の意見では、量販店で買えるようなものがあればいいなど。ただ、そういう部分の、透けないように、特に女子生徒の場合、下着の問題とかいろいろ校則であるように、そういうものもあるかもしれませんが、保護者にとっては負担というのが非常に重たくなる。というのは、制服は大体1着買えばいいと思います。ただ、子どもたちは思春期で大きくなる時ですから、1着で足りない子どもたちもおるかとは思いますが、下に着るシャツというのは、やはり着替えとして、また汚したりして、保護者の方に聞くとやっぱり3着は要ると。そうなるとう価格の問題が非常に響いてくる。

できるだけ安く、だから、量販店で買えるようなものでできないかという意見がありますがけれども、そこはどのようにお考えですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の御意見等があるというのは存じ上げております。

それで、それも含めまして、実際、日常生活の中で毎日着ていくものでありますので、何着要るかと、そういうのも含めて検討させていただいているところでございます。

また、例えば、補正をするときにサービスでもらえますよとか、そういうメーカー保証の点でも、これから詰めていくところでもありますので、それも含めて、保護者の皆さん、生徒の皆さんが毎日安心して着ていけるようにしなければと考えておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

それと、ブレザーでやっているのは1校だけですけれども、下のポロシャツが非常に高いので何とかならないかという意見を出されたときに、これは保護者の皆さんで決めたんですよという話があったそうです。私も聞いただけですから、その実態は定かではありませんが、そういう話があることは間違いないですね。それはもちろん保護者の意見も含めて決めたんだろうけれども、学校も含めて、教育委員会も含めて、そういう決定というのはしていかれたらと思うと私は思います。そのときに保護者の皆さんが決めたんですよという、この言葉が本当に出たかどうかは定かではありませんが、そういうことを言われるということが非常に私は今後の教育を考えると大きなものになってきはしないか、そういう言葉で終わらせてしまうということは非常に問題だなと思ったんですが、その点については教育長はどうお考えになりますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

先ほど課長が申しましたように、そもそも制服については学校長の裁量といいますか、各学校で決めるようになっております。ですので、今までの中でも制服の選定について教育委員会が関わっているということはありません。

今回の場合は、先ほどのような理由で、全体としてやっていくということで、教育委員会も中に入ってやらせていただいているところです。

で、何でしたかね。（「保護者が決めたということについて」と呼ぶ者あり）

○21番（松崎辰義君）

保護者の皆さん方が決めたんですよ。

○教育長（橋本吉史君）

それは責任転嫁だろうと思います。それは学校を含めてみんなで決めていることですので、

先ほど申しましたように、最後は学校長の権限ですので、そこでやっていったということだろうと思います。

〇21番（松崎辰義君）

そうだと思います。まるで保護者への責任転嫁みたいな話にならないように、特に教育の中では、そういったちょっとした言葉が非常に傷つけたり、心に刺さったりするものですから、特に学校側、教育委員会というのは特に注意して言葉を選んでいただきたいなと思うところです。これは私は事実関係を調べたわけではありませんので、そういう言葉がある方から聞いたときに、やっぱりこういうことは注意してほしいなという意味で言っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に不登校の問題ですけれども、さきの議会では数字も非常に大きく上げながら、ただ、学校ごとの数字は出せないということです。ただ、特に中学生で増えていることは事実です。それと、これは何も八女市に限ったことではないし、全国的な問題、そして、今大きくその問題が取り沙汰されているというのが実態だろうと思います。

これは西日本新聞の11月28日の記事ですけれども、県内の公立小中の不登校、最多9,565人と書かれております。いじめは減っていると言われておりますけれども、不登校の内容は、公立小学校が3,318人、公立中学校が6,247人、県立高等学校が1,070人とされております。この中でも、特に今、コロナ禍、コロナを避ける意味で欠席をした児童生徒が公立小学校で773人、公立中学校で344人、県立高校で182人と、今、コロナ禍ということでも不登校が増えている。コロナ禍の中では、子どもたちの間にもいろんな障がいといいますか、及ぼしているのが現状だろうと思うわけですね。ですから、そういうものも含めて不登校は大きな問題だと思っております。

不登校を考えるときに、よく言われる中1ギャップ関係を考えなくてはならないと思っておりますし、中1ギャップは何も不登校だけの問題ではないと思っております。

しかし、これは国立教育政策研究所、文科省が「「中1ギャップ」の真実」ということで出されておりますが、ここの中に「中1ギャップ」という用語の問題点ということで、こういうことが書かれております。

「「中1ギャップ」の語は、いわゆる「問題行動等調査」の結果を学年別に見ると、小6から中1でいじめや不登校の数が急増するように見えることから使われ始め、今では小中学校間の接続の問題全般に「便利に」用いられています。しかし、いじめが中1で急増するという当初の認識が正しいのか、不登校の中1での増加にしても「ギャップ」と呼ぶほどの変化なのかについては、慎重であるべきです。なぜなら、必ずしも実態を表現しているとは言いきれないからです。とりわけ、その語感から、中1になる段階で突然何かが起きるかのようなイメージや、学校制度の違いという外的要因が種々の問題の主原因であるかのようなイ

メージを抱くと、問題の本質や所在を見誤り、間違った対応をしかねません。便利な用語を用いることで、目の前で起きている問題を理解した気になってはなりません。実際に何が起きているのかを冷静に捉えることから始めましょう。」ということで、「中1ギャップ」という語に明確な定義はなく、その前提となっている事実認識（いじめ・不登校の急増）も客観的事実とは言い切れない。「中1ギャップ」に限らず、便利な用語を安易に用いることで思考を停止し、根拠を確認しないままの議論を進めたり広めたりしてはならない。」という言葉が書かれております。

中1ギャップというのをどう理解するかだと思いますが、我々も今まで中1ギャップという、いじめ、不登校というイメージを抱いてしまっておりました。必ずしもそうではないんだというのが、今の文科省、これは国立教育政策研究所の見解です。

でも、今度、教育長の答弁の中にもありましたし、今行っておられます見崎中の中にある協議会でも、義務教育学校になった場合のメリットとして、中1ギャップの解消につながるかと書かれております。

中1ギャップをどのように捉えてあるのか、中1ギャップが解消されつつある。今の、例えば、北浜学園でも解消されているような教育長の答弁がありました。実際に不登校は減っているんだということですが、必ずしもそうではないと。数からして減っていることは事実だと思います。

だから、その中1ギャップということと、さっき言いました小中学校と義務教育学校の不登校の違いというのはどのように捉えてあるのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

まずは中1ギャップにつきましてなんですけれども、通常、中1ギャップという言葉を書きましたときに、小学校での生活と中学校での生活というのが一変するというのはよく言われております。小学校は基本、学級担任制というのがあって、部活はない。中学校に入れば、急に教科担任制、4月に入ったら即教科担任制に入り、そして校則があり、そして部活が始まる、中体連の大会に出る、定期考査がある等、生活が一変いたします。小6の終わりから中1になった途端、生活のスタイルが変わると。そういう意味で我々は中1ギャップというのを捉えております。

義務教育学校におきましては、同じ校舎の中に小学校と中学校の職員が一緒に生活しております。そういう点で申しますと、小学校の高学年から教科担任制というのをどんどん入れられますと。私も上陽にございましたけれども、その頃から定期考査みたいなものをちょっと試行してみようとか、そういう試行もできます。ですから、段差をいきなり3月31日から4月1日にあるものを、それを緩やかにできるという意味では、義務教育学校は中1ギャップ、生活の劇的な変化というのを徐々に移行することはできるかなと考えております。

○21番（松崎辰義君）

今、課長が言われたことを私も思っております。しかし、さっき読み上げましたように、「学校制度の違いという外的要因が種々の問題の主原因であるかのようなイメージを抱くと、問題の本質や所在を見誤り、間違った対応をしかねません。」というのが研究所の見解です。

改めて私も思ったんですけれども、本当にそれだけだろうかということのをいま一度考える必要があるのではないかと。この異常な広がりですね。全国的にいきますと、義務教育学校も結構増えている現状です。本来であれば減ってもいいはずの問題が、小中学校で起きているのかもしれませんが、今言われるように義務教育学校では減っているのかもしれませんが、実際には爆発的に多いと。いわゆる中学校は小学校の倍以上の数が不登校になっているのが今の現状だろうと思っております。

ですから、もう一つそのところを私は深く、義務教育学校で減っている現状、それと、一番はやっぱり先生方の対応ではないかなと思います。それは単に数の力だけではないと思っておりますので、そこら辺の問題というのをもう少し掘り下げる必要が今あるのではないかと。今のままでいくと、一般的には保護者や地域の方々は、義務教育学校になれば中1ギャップは解消されるという幻想を抱くのではないかと。それではないと。そこには義務教育学校の先生たちのたゆまぬ努力といいますか、いろんな問題もあると思うんですね。それを単にこの制度だけで解決できる問題ではないと思っておりますので、その点は今後どのように考えていかれるのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、中1ギャップの問題と不登校の問題はかぶる部分と別々の部分というのがあって考えております。確かに、中1ギャップという生活の劇的な変化がありますと、当然不安であるとか、そういうものは出てきます。ですから、不登校になる小さな要因の中には入る可能性がございます。

ただ、不登校と申しますのは、要因というのも併せて我々把握をしていっておるところであります。不登校の要因の大半は、7割から8割は家庭であったり本人であったりが主の要因であるというデータがございます。学校の中にあるものが2割前後であると。ですから、不登校の対応と申しますのは、やっぱりその原因に応じて我々に対応していかないといけないと考えておりますので、そのように思っているところでございます。

ただ、義務教育学校は、職員の人数が多いということになりますと、当然見守る人の数が増えるということにもなりますし、県のほうで推進しているマンツーマン対応というのが不登校の基本なんですけれども、自分が一番信頼関係における先生が窓口になって対応していくというものであります。そういうマンツーマン対応が、人が多くなれば自分が信頼できる

先生が見つかる確率も当然上がるということがあるので、義務教育学校と不登校はまんざら関係ないとは思っておりませんが、不登校対応の本質は、原因に応じて対応していくというのが基本的な考え方として我々は持つておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

いろんなことを考えるんですが、確かに先生の数が多ければ子どもたちに対応できることも多い。それは事実ですし、そこで救われる子どもたちもいるんじゃないか。でも、本当にそれだけなのかと思うんですね。学校が子どもたちにとって安心できる場なのか。それは先生の数ではないだろうと。いわゆる学校全体の問題ではないかなと思うわけですね。

だから、やっぱりそういう学校を目指して、教職員のまとまりとか、教育委員会との連携とか、生徒同士の連携とか、そして、中1ギャップを生まないために小学校と中学校の連携とか、そういうことが非常に大事ではないかなと。そこからいろんなことを考えていかないと、義務教育学校になればできますよ、じゃ、義務教育学校がいいからといって、すぐ義務教育学校が八女市において全部できるかという、そういう問題ではないと思うんですね。

だから、要はそこを含めながら、今の制度の中でいかに不登校を減らすかということ、義務教育学校のこういった減ってきた問題を掘り下げて、やっぱりそういうところに波及していくということが今大事なことはないかなと。そういう意味で、義務教育学校の内容、そして、次に入りますけれども、義務教育学校における評価の公開、こういうものが非常に大事ではないかなと思うわけです。公開するということは、やはりここで起きているいろんな問題のいいところ、悪いところを含めて公開して、それをまた皆さん方により活用してもらおう。

ですから、さっき教育長が言われたように、地域の皆さんから評価を受けております。これじゃ駄目だろうと。せつかくそういういい方向に行っているのであれば、そこをさらに掘り下げていく、そして、それをいかに今の八女市の学校に広げていくのか、ここが大事じゃないんですか。単に地域からの評価だけではなく、義務教育学校の利点というのを皆さんに知っていただくとともに、それをさらに掘り下げたこういう一つの問題、不登校にしても、こういうところが義務教育学校で補われている、生徒と先生の関係とか、学校全体のまとまりとか、そういった問題をやはり広く公開していく必要があるんじゃないか。だから、今の検証という部分では非常に不十分じゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校評価につきましては、それぞれの学校で毎年定期的に行われていると。そして、学校運営協議会とか、いろんな場で公表していくというのが基本かと思えます。

義務教育学校につきましては、今、八女市には2校あるわけですが、矢部につつま

しては去年、開校して間もないということがありますので、今後の実践、推移を見ていかないと分からない部分はあるかと思えます。ただ、上陽につきましては開校して数年たつわけですので、その実践の積み上げにつきましては十分我々も把握をしておるつもりですし、定例校長会や校長会の中で情報公開がされていると思っているところであります。

○21番（松崎辰義君）

情報公開されているということですが、どこを見ればそれが分かるのか。それと同時に、市として義務教育学校を今後進めていく予定ですよ。構想の中にもそう書いてあります。だったら、義務教育学校というのはこういった学校なんですよということを広く市民にも知らせ、誰もがその内容というか、検証されたものを見ることができる体制をつくるのが教育委員会の役割だと思います。それができるのは教育委員会しかないと思うんですよ。そして初めて、義務教育学校はこんな学校なんだ、こういう利点があるんだと。ただ、こういうところも全てがいいわけじゃないと思うので、多少問題もあるかと思えますので、こういうところはもう少しどうかできないのかとか、そういう意見も出てくるかと思えますので、そういう方向性を取っていただきたい。いわゆる教育委員会として、義務教育学校の検証を広く市民に分かるようにしていただきたいと思いますが、その点、教育長にお尋ねします。どう考えておられますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

今、議員御指摘の市民全体に、市全体に広げていくというか、周知をしていくというか、アピールをしていくといったことはとても大事だろうと思えます。これからやっていきたいと思いますが、まず、義務教育学校は万能かと言われると、そうでもないと思うんですね。だから、そう考える、例えば、義務教育学校にすれば不登校がなくなるんだとか、そういったことはあり得ないと思っています。ただ、それ以外にもいろんなことを考えたときに、よりよい学習環境になるだろうということでお話をさせていただいております。

まず、先ほどから言っていらっしゃった中1ギャップ、これは御承知のように、新潟県の教育委員会が使い出した言葉で、全国的にだっと広がりました。この中1ギャップというのは、私は個人的にはギャップはないと人間は育たないと思っています。その段差を乗り越えるからこそ育っていくんだと。ですので、あつてはならないギャップと、なければならぬギャップがあるんだと思います。そういう意味では、そのギャップを乗り越える力をそれぞれつけていくということが本質的に大事なことであつて、そこにあるハードルを全部倒してやるということは、これは教育じゃないと思っています。ですので、そういったことを含めて今後やっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（角田恵一君）

松崎議員、時間が迫っておりますので、よろしく申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

マスクのせいだと思いますけれども、非常に聞き取りづらい、分かりづらい。大体用語的にもいろんなものが分かりづらい上に、言葉がどうもはっきりしなくて、なかなか理解はできなかつたんですけれども、また個別にゆっくりお聞きしたいと思います。

時間があまりありませんが、最後の進捗状況があります。今、協議会としては、これは協議会だよりも書いてありましたけれども、3校を統合して義務教育学校を設立するというのを地域懇談会の原案として、今後、懇談会を今月から2月にかけてするという事です。それは地域として地域でやられることですので。

ただ、そこに教育委員会は助言者として出席をすると書いてありました。助言者ということとは、義務教育学校を設立する助言者として行かれるのかどうか。助言者の立場というのはどういうものなのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

ついこの前、学校づくり推進協議会の方々が教育委員会のほうにお見えになりまして、地域の懇談会の中に来てもらえないかという依頼をされました。そのとき聞いておったのは、我々はどういう立場で入るんですかと伺ったところ、懇談を、地域の方と議論を深めていくということなので、もしも協議会のほうで答えられないと、分からないということがあったときには説明をしてくれないかという依頼でありましたので、我々は助言者という依頼ではなくて、アドバイザー的な立場で来てくれないかと。あくまでもこれは地域で議論を深めていくという会なので我々はお願いをされております。

○21番（松崎辰義君）

私もそう思っていたんですが、協議会のお知らせの中にはっきり助言者と書いてあったものですから、助言者という立場はどういうことなんだろうと思ってお聞きをしたところです。

最後になりますけれども、いわゆる今後の構想はということで、教育長の答弁の中に、八女市立学校再編整備基本構想に書いてあるとおりだと。書いてあるとおりならば、「八女市再編計画の対象は八女市立学校全校です。」と書いてありますから、将来的には全てを義務教育学校にするということですよ。そういう意味ですよ。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

基本構想の中に書いておりますように、「小学校と中学校を統合するにあたっては、施設一体型義務教育学校化を推進します。」ということですので、全てを義務教育学校に

するとは申ししておりません。

○21番（松崎辰義君）

丁寧な説明をしますと言われますが、今言われるように、これを読んだだけでは分からないというのが現状です。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問時間は終わりましたので、21番松崎辰義議員の質問を終わります。
午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

皆さんこんにちは。傍聴席の皆様、先ほどから引き続き傍聴ありがとうございます。また、インターネットで御覧の皆様、最後までどうぞよろしく願いいたします。

先日11月30日、総務省から2020年11月1日現在の国勢調査確定値が発表されました。日本の総人口は1億2,614万6,099人で、2015年の前回調査から約94万9,000人、0.7%の減少でした。福岡県では513万5,214人で、九州内唯一増加をいたしました。0.7%の増加です。ここ八女市は6万608人で、5.9%の減でした。全国的に都会への一極集中、地方の過疎化という二極化が顕著に表れてまいりました。地方自治体にとって、この若い世代の人口流出をいかに抑えるか。また、高齢化する社会、縮小化する地域が安心して安全に暮らせるまちづくりということが課題になっているようです。

それらの中で、今回の質問ですが、残念ながら、今年もまた大きな自然災害が発生いたしました。数十年に一度と言われる災害がまた今年も起きてしまいました。お盆を挟んだ8月豪雨は、市内の一部地域で1,000ミリを超し、年間降水量の約半分がこの1週間で降ったこととなります。もはや想定外という言葉が当てはまらなくなったということです。

毎年起こる大災害に対する八女市の対策、それに対する体制は万全であるのか質問いたします。

次に、これらの災害のたびに、市民の一番身近で頼りになっている消防団の維持、運営について、また、団員の待遇について、十分であるのかを質問いたします。

3つ目に、このように高齢化が進み縮小する農業の維持、継続のための施策について質問いたします。

詳細については、質問席にていたします。建設的で前向きな回答をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えいたします。

まず、令和3年8月豪雨の復旧についてでございます。

被害の把握と復旧のめどは立っているかというお尋ねでございます。

災害発生後、本庁及び各支所職員により、迅速に被害状況調査を行い、地区ごとに被害状況を把握しております。

現在、災害査定申請と並行して発注準備を進めており、早期着工、早期完成に努めてまいります。

次に、毎年起こる災害に対する体制は万全かというお尋ねでございます。

豪雨や台風等による災害発生が予想される場合は、応急対策を迅速に行うため、第一・第二整備室の職員を事前に各支所に配備し、被害状況の把握、応急対策などの早期対応に努めております。

あわせて、第一・第二整備室にそれぞれ施設管理班を配置し、応急復旧作業に対応しており、これからも迅速な災害対応に努めてまいります。

次に、山下地区の浸水対策はどうなっているかというお尋ねでございます。

山下地区の浸水対策につきましては、これまでの状況を踏まえ、県においては検証を行うとともに、対策について検討が行われております。

市といたしましても、県及び地元と協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、八女市消防団の運営についてでございます。

消防団員の位置づけはというお尋ねでございます。

消防団員の位置づけは、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関の組織員であり、非常勤特別職の地方公務員となります。

地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。

次に、団員の確保は誰が行っているか。団員数は適正かという御質問でございます。

消防団員の確保につきましては、消防団が行っており、具体的には消防団の各支団を構成しております分団または部ごとに、それぞれが管轄する地域の勧誘対象者の自宅を消防団員が訪問し、直接、勧誘を行っております。

消防団員数につきましては、国が消防団業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じた必要な数とする指針を示し、八女市消防団条例において必要な定員を定めております。今後とも定員の最適化に努めてまいります。

次に、団員への報酬・手当はどうなっているか。支払いはどうしているかというお尋ねで

ございます。

消防団員の手当の額等につきましては、八女市消防団条例で定めており、基本的な団員手当は個人口座への直接振込により支払っておりますが、訓練出動手当等につきましては、一部の支団におきまして、団員の委任に基づき分団を通じて支払っております。

次に、人口減少・過疎化の中、消防団を維持するための考えはという御質問でございます。

人口減少、過疎化に伴う消防団員数の減少は全国的な問題であり、本市においても課題であると捉えております。

消防団は日頃から地域に密着し、地域防災力の中核を担っている組織であり、消防防災活動にとどまらず、これからの地域コミュニティを維持する上で、大きな力を発揮することが期待されています。今後も積極的な加入促進に取り組んでまいります。

次に、農業を維持・継続させるための施策についてでございます。

特定地域づくり事業協同組合制度の導入はどうかというお尋ねでございます。

この組合は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材を確保するため、県知事への届出により設置された事業協同組合です。

季節ごとの労働需要等に応じて複数の労働者派遣等を行うものですが、雇用の促進という観点からは活用が難しいと捉えております。

なお、人口急減地域において、地域づくり人材確保のための事業としての活用については、引き続き関係機関等と情報交換を行いながら研究してまいります。

次に、高齢農業者の農繁期における雇用者確保の対策はあるのかというお尋ねでございます。

高齢農業者の農繁期における雇用者確保の対策につきましては、農業を維持、継続していく上で重要な課題であると認識いたしております。

現在、個々の農業者においてシルバー人材センター、民間の農業ヘルパー及び特定技能外国人等の派遣事業者、JAパッケージセンターなどの活用により、不足する労働力の確保が行われております。また、年間労働力に見合った営農類型の見直しなどにより、経営の安定化と多角化も図られております。しかしながら、高齢農業者につきましては、経営の転換を図っていくことは大変な取組であると考えております。

このような状況を踏まえ、県普及センター、JAふくおか八女、関係市町におきまして、八女地域農業及び農業関連施設における年間必要労働力の調査分析や季節労働者の試験活用などの取組を進め、将来における農業分野での雇用者確保に向け検討を進めているところであります。

次に、基幹産業の農業を維持・継続させるための施策は十分かという御質問でございます。

本市の基幹産業である農業を維持、継続させるための施策につきましては、意欲ある担い

手の育成、確保と農業生産条件の整備に対する支援が必要であると考えております。

新規就農者の育成、確保につきましては、関係機関一体となって、就農相談から就農に向けた技術の習得や農地等の確保など様々な支援を行っております。

また、認定農業者等地域を中心とする農業者につきましては、国県補助事業等を活用しながら、経営の安定に向けた各種条件整備を行っております。

その他、優良農地の確保、法人化の推進など様々な課題に対応していくため、引き続き関係機関との連携強化を図ってまいります。

以上、御答弁を申し上げます。

○5番（橋本正敏君）

手元に被害状況を資料でいただきました。農作物施設が約70,000千円の被害、建物被害が損壊7棟、浸水27棟、工事箇所581件、総工事額約30億円。

今年もまた一部地域に集中的な雨が降り、大規模な災害が多くなっているように感じられます。

まず、今年の特徴を、市としてはどのような特徴があると把握されておりますでしょうかお聞きいたします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

今年の特徴は、やはり8月に秋雨前線ということで降りました。それも1週間程度という長い期間降っておりますので、通年の災害と違いまして地滑り等が起こっております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

それから、ここに補助災、単独災、応急工事と分かれておりますが、これらの基準はどのようにして分けられておるのでしょうか。そしてまた、それぞれの分けられた工事期間がいつ頃に完了予定なのかをお願いします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

補助災とは、国の補助をもらって災害復旧工事を行うものでございます。

単独災とは、国の補助災にのらない小規模なものを復旧する工事になっております。

最後に、応急工事でございますが、応急工事は、災害発生から崖崩れ、道上の崖崩れとか、家の下の河川が崩れたりとか、応急に土砂取りとか土のうで護岸を復旧する応急の工事になってきます。

あと、災害復旧の時期ですが、補助災につきましては、現在、令和2年7月豪雨の災害復旧工事を行っております。これにつきましては、今年度末でほぼ完了の見込みです。令和3

年8月豪雨についてはそれからの工事になっていきます。単独災も同様に並行して行います。応急工事につきましては、災害発生直後に応急に復旧するものですので、ほとんどの箇所が完了済みでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

それでは、来年度で大体完了予定ということによろしいでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

完了予定につきましては、やはり今回は長雨で地滑り等の災害が何か所か発生しておりますので、そこら辺は県と連携して復旧に努めてまいります。あとの通常の災害分につきましては、早期復旧を目指していきます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

補助災というのは、国からの補助があるほどの大規模な箇所であるということですので、これは単年度ではちょっと難しいのかもしれませんが、市が単独で行う単独災につきましては、早急に完了していただきたいと思います。

それから、この早期完了を行うために、現在、この体制ですけれども、従来の体制から現在は第一整備室が本庁に、第二整備室が黒木支所内に配置されております。

昨年もお聞きしましたが、この体制について、まず人員が確保されておるのか。私はこの災害が続けば人員の確保は大変なことだと思っておりますが、去年から何人の職員さんが増えられたのか、それから、今後また増員される予定があるのかお聞きします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

人員につきましては、昨年から第一整備室、第二整備室ということで配置をしておりますけれども、全体としましては、支所まで含めた土木技術の職員全体としましては44人ということで、ほぼ同じ人員となっているところでございます。

また、第一整備室、第二整備室につきまして申しますと、第二整備室が、現在のところですけれども、昨年と比べると1名増員となっております。第一整備室が今のところ11名、第二整備室が14名ということで配置しているところでございます。

また、土木技術職員につきましては、平成29年から毎年採用試験を行っておりまして、現状の維持に努めているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

これほど災害が続いておりますので、そろそろ人員も本格的に増員されて、素早い対応と

早期完了を目指していただくために、やっぱり人員の増員は必要じゃないかと思いますが、今後も検討をよろしく願いいたします。

また、第一整備室管内についてですけれども、第二整備室は黒木支所にあります。第一整備室は本庁にありますので、今回の被害につきましても、旧八女市内と立花町内におきまして、箇所数も被害額も立花町が圧倒的に多いわけです。それで、市民の方からここが壊れましたとか、ここを見てくださいという件数も立花町が急激に多いと思われませんが、現在は八女の本庁に置いてございます。災害のときだけでもこの配置を、立花支所に定員を増やされたらどうかと思いますが、現在の配置の仕方はどうなっておりますでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

配置につきましては、先ほどの市長答弁にもございましたとおり、災害発生の際には事前に各支所に第一整備室、第二整備室から職員を配置いたしまして、災害に備えております。災害発生後も対応できるような形にしておりますので、それで御了承いただきたいと思っております。

それと、やはり平常時の業務もございますので、そういったことを考えますと、決裁ですとか、ほかの部署との連携などを考えますと、やはり本庁に置いたほうが機能的ではなからうかと考えているところでございます。

○5番（橋本正敏君）

平常時には立花支所には1名しかおられないんですね。第一整備室は先ほど11名と言われましたので、災害のときにはやっぱり振り分けて、誰もおられないんですね、災害のときに支所に行ってもですね。ですから、市民の方も誰に言ってもいいか分からんということをよく聞きますので、できるだけ分かるような配置の仕方をよろしく願いいたします。

それから、今年は立花支所におきまして、被害箇所を大きな地図に、パネルにして被害箇所をそこに点を打って、何月何日に見ましたという被害箇所の明示がございました。とても分かりやすく好評でございました。

ただ、同じ箇所について、本人さん、それから、地元の区長さん、行政区長さん、そのような方々、それからまた、私にもありました、確認をしてくれと。同じ箇所に複数の方たちが確認に来られるわけですね。それに一々職員の方が対応されておりましたけれども、これを大きなパネルに明示すると同時に、インターネットで見られるようにしたらいかがかと思うんです。そうすれば、支所に一々確認する必要もなくなってスムーズな対応ができるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

ただいまのところ、ネット閲覧等は考えてございません。市民の皆様からの問合せに迅速に対応できるよう、職員間の情報共有、報告書のまとめ方等を研究し対応してまいります。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

今は、やはり紙を使わないウェブ上の利用というのが若い人たちにも一般的になってきました。どうか、このインターネットの活用というのをぜひお願いします。これはすぐにということはできないかもしれませんが、どうか長い目でこれを利用していただきたいと思います。

それから、建物被害の中に27件の浸水がっております。これは、恐らくほとんどが山下地区と思われませんが、昨年この地区の浸水被害について質問をいたしました。そのときは、大倉谷川から矢部川に放水路をつくり、半分を矢部川に放水するので、この施設が完成すれば浸水は防げるという答弁でございましたので、地域の方も、その答弁を信じて心待ちにして、これは安心しておられました。なぜかまた今年も浸水をいたしました。多くのところで床上浸水がございました。

これについて、何が間違っていたのか質問いたします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

昨年は、県からの説明によれば、3月の完成予定ということで私たちも聞いておりました。今回、実際のところ、放水路の部分が一部未完成ということで、それが浸水の原因ではなかったのかということで、今検証をしています。

ただ、県からの説明によれば、放水路のゲート部分を分割発注して工期短縮を図りました。それでもやはり出水期前までに取付護岸の施工が一部未竣工で、完全な完成に至らなかったということで聞いております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

これは単なる発注の具合でこうなったということであれば、これは人為的なミスで、地元の方が本当嘆いてございますので、二度とこういうことがないように、市としても話をしながら、確実にこういう施設は完成をするように、お互いに情報交換しながらぜひ今後もやっていってほしいと思います。

それでは、今後、この山下地区につきましてはどのような予定というか、会議をもって、また、地域の人たちにどのような説明をもって進めていかれるのか、よろしくをお願いします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

10月に県と合同で北山地区の区長会へ8月豪雨の説明会を実施しております。また、先週の1日に再度説明会を行い、区長会へ緊急対応策が示されました。それで、今区長会のほうと協議中でございます。

今後、その協議結果を基に地元のほうへ説明会を行い、早急な対応を要望してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

今後、完成すると予定されたものは、全力を尽くして完成させていただきたいし、また、市民の皆さんへの説明も十分になされることを希望いたします。

続きまして、八女市消防団の運営についてお聞きいたします。

団員の位置づけについては、先ほどの市長答弁でございましたので、続いて次を行います。が、団員の確保について、ここでは、それぞれの団・部が地元の人たち、それに適した人々を直に勧誘して団員にしているということですが、その団員確保が今物すごく大変になってきているということでございます。

先ほどもありましたが、人口の減少、若者の減少で、それに適する若い人たちの確保がなかなか難しいと。それから昼間、その地元におられる方が少なく、昼間は当該地区じゃなくて、よそに仕事に行っておるものだから、自分は火事とか災害があっても対応できないという理由でなかなか消防団に入ってもらえないというところが増えていると聞いております。

そこで、こういう確保につきましては、団員に押しつけるのではなくて、地域と一緒に探していくのがこれからは必要になってくると思いますが、その辺はいかに考えておられますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団の確保につきましては、基本的には先ほどありましたように、分団、あるいは部ごとに消防団員が各家庭を訪問し、加入を行っておりますが、中には独自に地域の若い方にお声かけを行っていただいているところもあると聞いておりますので、消防団と連携して、可能であれば地域のほうへの御協力もお願いしていきたいと考えておるところでございます。

○5番（橋本正敏君）

それで、この団員がなかなか確保できないということで、団員の枠に満たないようなところがひょっとしたらあるんじゃないかと思いますが、現在の八女市の消防団の条例の団員数と、現在の八女市の消防団員の実数はどのようになっておりますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団員の定員につきましては、八女市消防団条例で定めておりますが、現在1,767人でございます。それに対して、実団員数は、本年4月現在で1,663人でございます。

○5番（橋本正敏君）

条例の数と実団員数が実に100人ほども違っております。それから、資料でもいただきましたが、様々な訓練、それから出初め式等の式典、そういうものに出席される団員も、それぞれに忙しいとは思いますが、100%ではなく、これは一概には言えないと思いますが、なかなかそろわないというのが現状であるという数が出ております。

この団員数の見直しというのは、たしか3年前にも行われていまして、たしか条例の団員数をもって保険料を払わなくちゃいけないので、無駄というか、実団員数に合わない過分の保険料を払うことになるのでということで削減されたと私は記憶しておりますが、この見直しというのは今後どのような方向で行われていくのかをお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、災害が多発化、激甚化しておりまして、消防団一人一人の役割が大変大きくなっている状況でございます。一方で、団員の確保がなかなか困難となってきているところもございます。

八女市消防団条例におきまして、必要な定員を定めておりますが、今後とも地域防災力の維持を大前提といたしまして、定員の最適化に向けて研究してまいりたいと、そのように考えております。

○5番（橋本正敏君）

これは、単に団員数を減らせば効率的であるというものではなくて、減らせば減らしたで、今度は地域の安心と安全が揺らぐという不安もございます。実際に火事やこういった自然災害が起きたときに出動できる団員数を確保するというのは、大変重要なことでございます。

そのために、やはり今後、手当というか、待遇というか、その辺をさらに充実させるという方法も一つの手ではないかと思えます。

現在の団員の報酬や手当はどのようにされておるのか。また、支払いは現在個人への通帳振込となっており、出動回数に関係なく一律のように聞いておりますが、今後、その内容はどのように考えておられるのかをお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在の団員への手当でございますが、まず団員手当、いわゆる年報酬でございますが、一般団員が36,500円、機能別団員が20千円でございます。

次に、出動手当でございますが、訓練・出動手当が4,300円、花火警戒手当2千円、行方不明捜索手当7千円、大規模災害出動手当7千円となっております。

次に、支払方法でございますが、以前は分団に一旦口座へ一括して振込を行い、それから個人に支払っていただいておりますが、令和元年度から年報酬につきましては、全団員に直接支払を行っておるところでございます。

また、訓練・出動手当等につきましては、一部の支団では分団を通じて個人へ支払われるところもあるということでございます。国からも個人へ直接支給するという方向性が示されておりますので、その方向で今後は研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

そこで今度、市長に質問させていただきます。

この年の報酬額、これの高い団体は消防団員の減少率が低く抑えられる傾向にあるという報告がなされております。消防団の維持、それから、地域の安心・安全を守るための年額報酬額、これを検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、災害発生時はもとより、火災等についても、それから、地域の活性化、地域活動、こういうものにも消防団員の皆さん方は大変御協力をいただいて、地域のやはり活性化の中核にもなっているわけでございます。

私どもは、できるだけ団員の皆さん方が元気でこの活動に参加いただき、また、新規の消防団員の皆さん方が多く参加できるような諸待遇を考えなければいけないと思いますが、いろいろ他の自治体等の考え方、あるいは国の考え方等も踏まえて、今後研究をしていきたいと思っておりますので、その点はよろしく願います。

○5番（橋本正敏君）

消防団員の方々も、日頃は違う仕事を持ちながら、この緊急の場合には職場から駆けつけて、皆さんのために力を尽くしていただける。市民にとっては安心・安全の象徴的なものでございます。その方々が出動回数に関わらず一律の年額、それから、また報酬額は見直されるということではございますけれども、手当をまた国としても考えられているということですが、出動回数をどんどんされた方は、個人に対してそれなりの手当をどんどん上げていただきたいと。そうすれば、団員の方の意欲も増して地域からも信頼される団員になっていかれるんじゃないかと思えます。

幽霊団員問題もございますけれども、そういう団員の数をなくして、今後実働される団員の方を増やされるよう望んでおりますので、今後ともよろしく願います。

続きまして、農業を維持・継続させるための施策についてお伺いいたします。

昨年も聞きましたけれども、特定地域づくり事業協同組合制度、この導入については、その後、検討をされましたでしょうか。そして、答弁でもございましたが、これは合わないということがございますが、この八女市にとってどう合わないのかをお聞きいたします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明させていただきます。

私どものほうで商工会議所、商工会、それからJAふくおか八女、それぞれ情報交換をしながら、この制度の活用についてお話しさせていただいた経過がございます。ただ、やはり需要がないといいますか、当てはまらないという感触を捉えているところでございます。この制度、人口急減地域での人材づくりというところに着目しないと、なかなかこの当てはめは難しいものと考えております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

視点がちょっとずれているというか、私が思うのは、農業を今後とも維持、継続させるために、いかに雇用を安定に供給できるかという方法をどうかしてつくりたいということですが、多分、課長が言われるのは、そういった雇われるほうの人たちが集まらないと。この導入にはなかなか難しいと、観点がこっちとこっちで違っているように見えますけれども、2025年問題とよく言われております。戦後ベビーブームで生まれた人たちが、この2025年あたりで平均寿命に達し、ここから人口が急激に減少すると言われております。今の農業にとって、高齢者の人たちが実際農業を背負っていただいているというのが現状でございます。平均年齢は65歳を超えているようなところもございます。

そういった中で、こういった方たちが持続的に経営を、できるだけ長く伸ばしていただきたいということで、一番ネックになっておところが、この植えつけとか、お茶の摘採とか、果樹農家の農繁期、収穫時期の農繁期の雇用がいなくなってきたということでございます。

現時点でも、雇用する方は、今近所でかなり高齢化をされておりますし、もう限界に達しておられます。そういうことで、もう今後数年内に自分のところの経営は諦めんといかんということをこぼされる農家が増えてきてございます。ですので、このような農家の方に1年でも2年でも5年でも継続して農業を続けていただきたいということで、農繁期における雇用者が確保できればいいなということで質問いたします。

この高齢者がもし離農をされますと、耕作地がただ単に減少するばかりではなくて、荒廃農地が増え、それから、そこにやってくる鳥獣が増え、近隣の優良な農作地がまたこれで被害を受けるという悪循環が生まれてまいります。ですので、高齢者の離農をさせないための農業を維持、継続させるための施策について、どうか雇用者を確保していただきたいという願いから、何か方法がないかということで見つかったのが、この特定地域づくり事業協同組

合制度ではないかと思ったんですけども、これはなかなか当てはまらないということでございます。

それでは、この雇用を確保するための方策として、現在、具体的に挙げられる方策として考えられるのはどのようなことを考えておられるのかお聞きいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

農業の労働力確保につきましては、基本的には市長答弁にもありましたとおり、個々の生産農家において、周年的に労働力が分散できるように経営を見直していただく、これが前提となると思っております。

しかし、現実的に議員がおっしゃる高齢農業者の方につきましては、例えば、永年作でありましたら、改植後の未収益の期間でありましたり、新たな品目・品種を導入する場合には栽培技術の習得など、高齢農業者にとっては負担が大きく、安易に進むものではないと認識しております。

現在、シルバー人材センター、農業ヘルパーなど、農業力の提供が行われております。この高齢農業者がこの人材を活用するに当たって必要となる部分、また、負担となる課題など、そういったものにつきまして、現在、関係機関と情報を共有し、調査、検討を進めております。

現時点では、これといった具体的な部分がございますが、現在、関係機関においてそれぞれ調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

今ありましたシルバー人材センターや農業ヘルパー事業、こういうのがあるとお聞きしますが、やはりこのシルバー人材センターも高齢化が進んで登録されている方がかなり減少していると聞いております。

それから、農業ヘルパー事業と聞きますけれども、やはりこの方たちもなかなか増えないということをお聞きします。そのほかに、民間の労働力を派遣するような会社がありますが、この会社は遠方からですので、派遣をされるときに人件費のほかに多額の交通費がまた上乘せされるということをお聞きしております。ですから、なかなか個人では運用しにくいということをお聞きしておりますので、そのような具体的にこれというものを今調査中であるとは聞きますけれども、もう時間がございません。来年でも辞めようかと言う方もございます。早急にこれは対策を練っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

橋本議員のおっしゃるとおり、早急に解決すべき問題だと認識しております。現在、JAふくおか八女、それに携わる関係市町のほうで労働力確保に向けて調査をやっておる内容がございます。

まず1つ目が、地域の農業及び関連施設において、年間に必要な労働力の調査を実施しております。具体的にはイチゴ、ナス、トマト、ブドウ、ミカン、梨など、こういった作物と選果場、またはパッケージセンター、JAが抱えております加工施設、こちらのほうを連動して年間的な就労できる場が確保できるのかできないのかというところで調査を進めております。

現時点では、正直言って農繁期ですね、作物による必要な労働力のピークがとがり過ぎていまして、逆に農閑期ですね、農業が忙しくない時期に確保した労働力が、働ける場所が不足しているという分析に至っております。

そこで、次の手といたしまして、橋本議員がおっしゃいました民間の派遣会社、これは大分県の業者になります。大分県の株式会社「菜果野アグリ」という会社になりますけど、こちらの調査のほうを令和元年ぐらいから関係市町、JA、普及センターのほうで進めております。こちらにつきましては、基本的に全農おおいたのほうで農業の労働力支援パートナーとして指定しているような株式会社となります。こちらのほうも農協主体となって調査しました結果と一緒に、必要な労働力、農業が忙しいときのピークがとがり過ぎていて、農繁期に就労できる場所をずっと探して、現時点では大分県にとどまらず、結果的には八女にも昨年度は60名ほどの雇用を、作業依頼をして実績が残っているところでございます。

そういった意味でも、まず民間のそういう支援をしていただけたところともうちょっと詳しく情報交換しながら、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、旅費が福岡の場合は1名から4名派遣していただくときも大体10千円ほどの旅費が必要となりますので、4名来られても大体1名当たりプラス2,500円の負担が強いられるという状況でありますので、その辺を含めまして、もう少し分析しまして調査を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

これはぜひ早急にやっていただきたいと思います。これはただ、農繁期と農閑期、これを組み合わせるということで、作物を組み合わせ、それを1年で補えるという方法と、それからまた、農業だけじゃなくて、ほかの業者と組み合わせ、一年を通じてある人を1年間雇用できると、そんな対策も長い目で見ていただいて、ぜひつくっていただきたいと思います。そして、これに対応していただきたいと思います。えらく期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、今のは高齢者の方でしたけれども、今度は新しく就農される方々、これも貴重

でございます。この人たちがいなければ地元の農業は成り立っていきませんので、こういった方たちの支援もぜひお願いしたいわけですが、現在、新規就農される方に国からも補助事業がございます。ところが、いつも私おかしく思うのは、親元に就農される子どもさん、新しい新規就農者については、なかなかハードルが高いような条件をつけられております。同じ就農するのに、なぜほかから来た人と地元におる人に差が出るのかというのが不思議に思いますが、親元に就農するということは、その親の栽培技術を継承、受け継いで、さらに品質向上、それから収量の増大、こういった農業経営をさらに高めるといこともございます。ですから、そういう人たちは極めて貴重な方々です。実戦力となる人たちです。それから、それとは別に新しく来られた方というのは一から、何もない状態から新規就農されるので年数がかかります。

ですから、確かに差はございますが、どうしてこの親元就農の方には国からの補助事業というのがハードルが高くなっているのかお聞きいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

親元就農につきましては、一般的な新規就農よりも、農地の確保でありましたり、農業用機械施設、例えば、ハウスであったり、トラクターであったり、そういったものを親が持っていたり、家族が持っていたりするもので、どうしても投資的な経費に優遇される面があるということで、国のほうでは判断し、2年ぐらい前まで——すみません、2年だったか3年だったかちょっとはっきりしませんが、それまではもう親元就農は一切認めませんと。私も農水省の担当の方とお話する機会があったんですけど、親元就農は黙っておっても就農される方だから新規就農ではございませんと言われたので、ちょっと私も意地になって、いや、そうじゃないですよと、親元就農、農業を継ぐ人は貴重な担い手なので、その辺、御理解をお願いしますということで意見交換した機会がございました。

その後、先ほど言いましたとおり、親元就農、基本的には交付金の対象といたしますが、一般的な新規就農に比べ有利な点がございますので、その分差をつけて交付金の厳しい制度がついてきているというものになっております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

10年、20年、30年前までは親元に就農するのは当たり前で、跡を継ぐのは当たり前という感覚で、私も親元に残って継いだんですけども、現在、農業をされる方というのがほとんどおられません。親元に就農するというだけで、本当に地元にとっては貴重な人材なんです。そういう方々をさらに援助して引き延ばしていくという、温かく見守る体制をぜひ今後もとっていただきたい。それがなくなれば、親元どころか新規就農者も減っていくんじゃない

かと思っております。ですので、ぜひ親元就農も新規就農ですので、同じような温かい補助、援助をよろしく願いいたします。

先日11月29日、日本農業新聞にこのようなことが載っておりました。ミカンやリンゴ、ブドウなど、幅広い国産果実の取引価格が10年前から2割から4割上昇しているというニュースです。一見これは、おお、そんなに農業はよくなったのかなと思いますけれども、実は、これは天候不順に加えて、農家の高齢化、離農で生産量が減少しているために価格が上昇しているということです。

今後、このように国産価格の上昇が続けば、今度は国産から外国産に果実離れするに違いないと。これは危うい状態にあるという内容でございました。なるべく後継者を多く残して価格を安定させるためには、やはり災害に強い農業、それから、安心してつくれる周りからの援助、こういうものが必要になってくると思うんです。そのために、また、この新聞によりますと、基盤整備が必ず必要と。この狭い日本は必ず外国の広大な土地、そこで生産される者にとっては効率的に物すごく落ちると。ですから、基盤整備は今後、日本にとっては最大の課題であるということが載っておりました。

現在、この八女市におきまして、農業後継者を残すための施策として、農地の基盤整備事業はどのように進んでおりますでしょうかお聞きいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

農業の基盤整備につきましては、現在、県営中山間総合整備事業、県が事業主体となります事業ですが、そちらのほうを活用しますと、農家負担のほうが5%、また、それをうまい具合に中間管理機構の事業とミックスいたしますと、実質生産者の負担がゼロという大変条件のいい事業がそろっております。そういったところをもう少しPRしながら、生産者のほうにお伝えして、基盤整備が進むように推進をかけたいと思っております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

基盤整備は、各個人が今所有してある土地の小規模的な基盤整備もございますが、周りの広い土地を他人から借りたり買ったりして広げて大規模な基盤整備をする事業もございます。確かに農業も個人の事業でございますので、そんなもの自分で勝手にやらせたらいいという感じもしますけれども、実際、こんな整備事業から新規就農とか始めるということは、とても資本的に難しいことです。ですから、生産の最初の風呂敷をある程度補助していただいて、それから始める個人の努力というのは、品質を上げたり収量を増やすという個人の努力は、それは個人にしていっていただきたいと思っておりますけれども、こういった外側からの援助がなければ農業の維持というのはできないと思っておりますので、ぜひこれを温かく厚くしていただきたいと

思っております。

近隣の市町村と同じような施策では、この人口減少を食い止めることはとても難しいと思います。八女市の独創的、また建設的な前向きの施策を今後とも望むものでございます。よろしく願いいたします。

これもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7番堤康幸議員の質問を許します。

○7番（堤 康幸君）

7番堤康幸です。質問通告しております防災・減災対策と被災後の応急復旧について一般質問を行います。

今年も8月豪雨により大小様々な被害が発生をいたしました。11月30日現在で確認されている被害合計581件というところでございます。そこで、安全で安心して暮らしていくための防災・減災対策についての取組と応急作業への即応体制について質問させていただきます。

市長答弁をお聞きした上で、4項目及び関連事項につき質問席よりお尋ねいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

防災・減災対策と被災後の応急復旧についてでございます。

まず、総合計画にある基本政策並びに強靱で安全な環境づくり実現のための具体策はどうかという御質問でございます。

近年の集中豪雨をはじめとして、大規模災害に対する防災・減災対策等の重要性は以前にも増して大きくなっています。八女市では、強靱で安全な環境づくりのための具体策として、防災拠点機能の強化、防災整備を進めております。特に、大雨による河川増水等による水害に対して、より強靱なまちづくりを進めることが不可欠であり、河川整備だけでなく、排水施設等についても強化を図ってまいります。また、災害発生時の市民への被害を最小限にとどめるため、的確な防災情報の伝達に努め、自主防災組織など、地域が主体となった防災活動を支援してまいります。

次に、道路河川愛護報償金制度の申請状況はというお尋ねでございます。

道路河川愛護活動につきましては、中山間地域のみならず都市部も含めて過疎・高齢化が進んでいる中で、地域は地域住民で守っていこうという継続的な取組がなされており、今後とも地域住民の協力が不可欠であると考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

なお、令和3年度の申請状況につきましては、11月末の見込みで144行政区、11,390千円となっております。

次に、令和3年8月豪雨における農産物への被害調査はされたのかという御質問でございます。

令和3年8月の豪雨については、大雨特別警報が解除された翌日の8月16日から、本庁、各支所の担当職員及び県普及センター、JAふくおか八女と合同で被害調査を実施したところ です。

大雨や台風等による農産物被害につきましては、まず、現地を確認し、被害状況を早期に把握することが重要であると考えております。このため、年度当初の関係機関との会議において災害調査に係る要領や連絡体制を共有し、災害が見込まれる場合には速やかに対応できるよう努めているところです。

最後に、応急復旧作業の進め方の現状と今後の在り方をどう考えているのかというお尋ねでございます。

豪雨や台風等による災害発生が予想される場合は、応急対策を迅速に行うため、第一・第二整備室の職員を事前に各支所に配備し、被害状況の把握、応急対策などの早期対応に努めております。あわせて、第一・第二整備室にそれぞれ施設管理班を配置し、応急復旧作業に対応しております。

今後も迅速な災害対応に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○7番（堤 康幸君）

第5次八女市総合計画の中で、将来都市像を「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち八女」と規定がされております。そこで、防災・減災対策について防災安全課の役割をどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

八女市の防災・減災対策、それから、被害後の復旧・復興ということに関連してくると思いますが、まず、防災・減災についての対策がまず重要であろうかと考えておるところでございます。

よく自助、共助、公助という言葉で示されますが、まず、自助の部分では地域の自主防災

組織への御協力が必要でありまして、現在、自主防災組織の育成、それから、自主防災組織が今年度から作成されております地区の防災計画の支援を行っておるところでございます。それから、共助につきましても、自主防災組織で取り組んでおられますが、地域の避難所開設、運営等で御協力をいただいております。私ども防災安全課としましては、今後も地元と連携を取りながら、まずは防災、そして、災害が起こった後の対応について地元と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

総合計画の強靱で安全な環境づくりという中に3点、重点取組項目ですかね、上げてありますけれども、この中に防災拠点機能の強化、この防災拠点機能はどう捉えてありますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

主な取組としまして防災拠点の強化というところがございますが、この防災拠点の強化に関しましては、今、23か所の指定避難所、それから23か所の臨時避難所を設けております。

それと併せて、今、新庁舎が建設に向けて進めておりますが、それぞれの施設で災害前の準備としていかに強化をしていくかというところが重要になってくようと考えておるところでございます。

○7番（堤 康幸君）

平成24年の九州北部豪雨の後、いろいろな地域からの要望の下に各そういう避難所施設、発電機であるとか、それからいろいろな毛布とか、そういう避難時に必要な資材を配布していただいておりますけれども、この避難所にしても、平成24年災害のときに指定した避難所がまだそのままほとんど変更をされていないと、地域によって公共施設がないところもありますけれども、災害でいろいろな意味で、風の災害、それから雪の災害、あるいは水による災害といろいろありますけれども、特に水害のときですね、避難所そのものに行けなかったという施設がいっぱいあると思います。そういうところの検証はされておるのかどうか、風あたりなら公共施設、しっかり耐震も満たしておりますし、建物がしっかりしておりますので、そういう避難施設としては最適な状況であろうと思いますけれども、事、雨の災害に関しては、私の地元でいうと串毛地区の場合は串毛コミュニティセンターはそもそも矢部川と鹿子生川の合流地点のそばにありまして、串毛地区でも一番低いところに立地しております。それから、田代の農村活性化センターに関しては、平成2年の水害で被害を受けた田んぼ跡に今建設をされているということで、水害に関しての避難所としては非常に不適切だと思っておりますけれども、そういう面の検討はされておりますかどうか、伺いをします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、今、避難所は46か所ございまして、ほぼ全公共施設が避難所になっておる状況でございます。

また、災害につきましては、先ほど堤議員がおっしゃいましたように、水害、それから台風、雪、様々な災害が考えられるところございまして、おっしゃいますように、浸水地域に避難所があるところもございまして、したがって、今後、様々な研究は努めていかなくちゃいけません、今の46か所は様々な災害がありますので、そのときそのときで利用できる場所として残しておくべきだと思います。

ただ、おっしゃいますように水害のときには危険なところもあると思いますので、今後はその公共施設以外でも活用できる場所がないかといったところも地域とともに研究していきたいと思っております。

○7番（堤 康幸君）

自然災害が非常に、要するに規模が大きい災害が出ておりますし、頻発化もしておりますので、ぜひともそこら辺は住民の安全・安心のためにはその地域、地域で話し合いはされておりますけれども、指定避難所でない支援を受けられん部分というのがありますよね、今ほとんど発電機にしても、いろいろな避難するときに必要な備品に関しては、そういう指定避難所、あるいはその他の避難所ですかね、ハザードマップに載っている避難所にしか配給、支給がされておられませんので、そこら辺の検討はよろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。

それから、この総合計画に規定をされております自主防災組織の支援、これは災害対策基本法第5条の2項で規定されている地域住民による任意の防災組織ということになっておるそうでございますけれども、ほとんどの地域で組織化がなされておりますけれども、要するにほとんど理念の部分物が物すごく強い組織だろうと思う。実動はほとんどこれで規定はしてありませんので、普通、災害前の防災意識を高めるとか、その前、災害が起こったときにどのような行動をするか。そういう復旧・復興とかじゃなくして、その以前の住民の生命とかけがいをせんようにとか、そういうところが主体になっておると思っておりますけれども、個々のせつかく組織がしてある以上、もうちょっと踏み込んだ活動ができるような仕組みづくりが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在、八女市で185行政区のうち、183行政区で自主防災組織を立ち上げていただいております。自主防災組織の設立団体数でいきますと214世帯でございます。様々な支援事業、い

ろいろ整備していただくための支援事業なんかは行わせていただいておりますが、自主防災組織の防災、災害の前の取組でその育成といたしまして、先ほどちょっと触れましたが、今年度、地区の防災計画策定について支援を行っております。初年度ということもありましてモデル的なものになりますが、八女市全体で9自主防災組織が手を挙げていただいております。

この地区防災組織といいますのは、国でいけば防災基本計画と、県は県の防災計画、それから、八女市の地域防災計画がありまして、それに沿って地区でつくられているという計画になっておりますが、ここで作っていただく際に地域で数回にわたり役員さんであるとか、地元の方とか寄っていただいて、例えば、ここの地域はどこどこが危ないと。だから、どこどこに避難経路をもって避難しよう。それから、要支援者はどこに住んであるから、じゃ、誰が避難のときに迎えに行こうとか、そういったものを、もろもろ話合いを持ってもらいながら作成していくことになるんですが、ここに私たち職員も入っていきまして、その検討を一緒にやりまして、その9か所については、この計画を今年度中につくり上げると。ですので、そういった取組を本年度、来年以降も続けながら地区の防災力の強化に努めてまいります。

○7番（堤 康幸君）

この総合計画の基本目標指数か、地区防災計画の作成件数、一応これには現状がゼロ、目標が30ということ、そのうちの9か所というか、9地区で今作成に取りかかっておられるということですね。

実は、私ずっと70年来、黒木町の串毛地区で暮らしております。典型的な中山間地域だと思えますし、行政区自体が隣のどの行政区に行くにも4キロぐらい離れているところにおります。それこそ災害が起こると、うち今、自主防災組織というのは黒木町時代からですけど、自衛消防隊という名称で区長が隊長で活動しております。自主防災組織に入っておるからとかじゃなしに、何か災害が起こって地元でできることはほとんど、これは以前から地元で相当な復旧をする。特に、台風後は倒木がありますよね、倒木を外して道空けをすとかちよつとした土砂崩れならば地元で重機を使って外すと、そういうことが基本的、その計画とかなくても地域、集落の伝統的な考え方で、そういうことがないとまた暮らしていけないような地域におります。

今、課長が言われましたように、そういういろいろ計画というか災害が起こったときの動きとか活動をやっぱりマニュアル化、ある程度事前にそういうことを申し合わせることでよって何か起こったときにスムーズにいろいろな対応ができると思っておりますので、これは9地区じゃなしに、令和7年に30が目標になっておりますけれども、こういうやつは相当前倒しをして、できるだけそういう地域、地域での話合いを推進していただければいいかなと必要

ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

実は今年度のこの地区防災計画の策定につきましても、モデル的などということできっき発言をさせていただきましたが、旧八女市で4か所、各支所ごとに1か所ずつになりまして、最終的にはその9か所ということになったんですが、実は行政区長さんの会議の中で、この説明をさせていただいて、それ以上に手を挙げていただければ全箇所対応するつもりでおりました。結果的に9か所ということになっておりますので、毎年1か所ずつとかではなくて、私どもも重要性を周知しながら1件でも多く取組をしていただけるようにやっていきたいと思えます。

○7番（堤 康幸君）

この総合計画、今質問しております基本政策2、強靱で安全な環境づくり、それに基づく災害に強いまちをつくるというのが防災の面でありますけれども、下位計画として八女市地域防災計画というのが策定をされております。これは読み上げましたけれども、かなりいろいろな意味で、大規模からいろいろな動き、広範にわたって緻密な計画がされております。風水害対策編というのを一読しましたが、その中で、44ページの第2章に市民等の防災力の向上とあります。市民が行う防災対策、それから、2節に自主防災体制の整備計画というのがありますけれども、ここら辺、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

地域で行う自主防災対策ということで、ふだんから自主防災組織によっては避難訓練等をやっていたところもございまして、自主防災組織の支援整備事業を活用されて、いろいろ地域の避難所の防災資材等というところも準備を進めていただいているところもございまして。公助的なところもいざというときには期待できないところも、これまでの災害でも問題になってきておりますので、まずは自助、共助のところからそれぞれの地域で、自分たちで検討していただいて災害に備えていただきたいと考えておるところでございまして。

○7番（堤 康幸君）

市民が行う防災対策に9項目上げて、ここに記述がありますが、自らの身の安全は自ら守ると、防災の基本に基づき自ら各種の手段を講ずるとともに、地域防災活動に参加するなど、平常時から災害に対する備えを進めると、こういうことですが、災害が起こってからその後の応急復旧ですかね、こういうことに対しての記述が全くないのですよね。これは計画ですので、あれですけども、一番地域住民として安心できないのは、あってはならんことですけども、災害が起こった場合の後の復旧が非常に大事な——大事なというか、生活を維持

する上で一番大事なこととなります。そういう意味で、非常に道路にしる河川にしる、いろんな部分、日常の手入れが非常に重要であると思いますが、道路河川愛護について防災安全課としての見解はどのようにお持ちですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、毎年のようにというか毎年、豪雨災害で被害を受けておるところでございまして、その際、道路、それから河川の氾濫、また、道路への浸水等々もかなり毎年のように被害が出ておるところでございます。そのような中で、例えば、避難所に避難されるにしても道路、それから、水路の状況でなかなか避難ができないと、逆に避難することが危ないといった現状もあろうかと思っているところでございます。

今後は、そういった災害時に向けた道路、それから、水路の管理等も含めて関係各課と連携しながら対応を進めていきたいと考えております。

○7番（堤 康幸君）

道路河川愛護、主に我々のところは除草が中心の作業になりますけれども、相当、防災・減災には資する作業だと思います、事前に。九州北部豪雨対策の検証と復旧・復興計画、平成25年3月に策定がなされておりますけれども、この中の第10章、2次災害防止、災害応急対策等についてという項目がありますが、この1番に幹線道路が遮断されたため、被災実態の把握、集約に時間を要した。災害時の迂回路等について事前の検討が必要であると。本当に大事なこと、ここに記載がありますが、こういう件について、当然この計画は熟読をされておるとは思いますけれども、1番に記載してある件についてどのような見解をお持ちですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

災害が起こったときの道路などの応急復旧等については、市民の日常生活の中にも直結するものでございまして、迅速な対応が必要であろうと考えております。

今後とも、関係各課と連携を図りながら災害前も後もになりますが、必要に応じてマニュアルの作成、それから、シミュレーションの実施などは行っていく必要があろうかと思っております。

○7番（堤 康幸君）

それから、同じ項目の3番に、2次災害の防止や応急復旧には短時間で効率的な対策が必要となることから、様々な分野に精通したエキスパートや必要となる人員の確保が課題であるという記述があります。これは平成24年災害の後の検証で非常に現場体験を踏まえた上での感想というか、今後やっていかにやいかんという課題になっておるとは思いますけれども、こういうことについての検討はされておりますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

災害時の応急復旧の対応につきましては、地域防災計画の第3編の中で災害応急対策計画というのがございまして、所管部署を明記した上で定めておりまして、災害時はそれぞれの担当班が班長の指示の下、専門的な見地により主体的に対応しておるところでございます。

また、同計画にも示しておりますが、現在、市内の土木建設関係の93業者と災害時における応急措置の業務に関する協定を締結しておりまして、災害時に必要な人員であったり、あと資機材についての応援体制を整えておるところでございます。

○7番（堤 康幸君）

それで、災害が出たときに特に土木の専門業者、大きな災害に対応していただくために、ちょっとした道空けとか、言うならば地元でもできるような復旧作業等についての明確な担い手をきちっとつくっておく必要があると思うわけですね。それは恐らく整備室とか建設課とか、実動のほうはそちらの所管になると思いますけれども、そもそものその計画の中にある程度、こういうやつが盛り込まれていないと、例えば、自主防災組織にしても組織はあるけれども、平成24年災害のときに私も経験しましたが、地域の中に重機があっても、これを責任者というか区長として出してくださいとなかなか根拠がないと言にくい部分がありますよね。せつかくこの自主防災組織を強化して、これを基に防災・減災も進めていくということであれば、その次の場面、地元施行の場合の経費負担、そういうことも建設課、整備室あたりと連携しながらつくり上げていただく必要があるのではないかと思いますけれども、課長の見解をお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

災害後の応急復旧と、特に道路などの応急復旧につきましては、迅速に行うところが大変大切だと思っております。そのような中で、市、それから業者さんが対応できないといった状況のとき、それから軽微なもので地域に御協力いただいて対応できるようなこともあろうかと思います。そういう中で、地域で協力いただければ大変市としてもありがたく思いますし、また、先ほど言いました自主防災組織が作成してある、一部作成に今取りかかっています地区の防災計画の中でも、そういったものも含んだところに対応について記載していただければと思いますし、市といたしましても関係各課とその辺りも協議をしながら研究を進めていきたいと思っております。

○7番（堤 康幸君）

以上の件でひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

2番目に道路河川愛護報償金制度の申請状況はということで、先ほど市長答弁でございま

したけれども、11月末見込みで144行政区、11,390千円ということで、かなり活用されておられるようでございますけれども、地域住民の高齢化など、やれる作業が相当限られてきております。特にここ数年ですね。私が区長を務めておりました10年前ぐらいは相当のことは影切りも含めてうちの行政区でやっておりました。ところが、平成27年にこの制度をつくっていただいて、50千円限度でございましたけれども、交付をしていただけるようになって、非常に助かったということです。平成30年からまた100千円に限度額をアップしていただきました。昨年の12月議会で質問した折に、この限度額を改定するよりか、地域でできない作業を市のほうで実施するために支所に予算措置をするという答弁をいただいておりますけれども、その予算の執行は今現在どうなっておりますか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

各支所に予算配当いたしまして、現在契約が終わっているのは1支所のみですけれども、残り4支所につきましても、施工する場所、それから業者については今ほぼほぼ決まっております。契約をする段階になっているところでございます。

○7番（堤 康幸君）

支所に予算措置をしていただくということで、うちの地域でも、そこにスクールバスの運行路線に関してできるだけ早めに影切りをやっていただきたいということで、区長会のほうから多分4月のうちに要望書を出しておったと思います。そう聞いています。ただ、全く実施が見えませんので、せっかくいい予算をつけていただいておりますのに使わずにおると財政のほうから要らんとやなかかと、そういう指摘があると大変困りますので、ほかの区長の皆さん方にも、こういう制度ができておる、こういう予算があるから地域で優先順位を話し合っ、集落、行政区でできない作業に関しては早めに要望書を出していただくようにということで、私も随分お願いをしておりました。進みつつあるということですがけれども、もうちょっとここら辺のところは区長会あたりでしっかり周知をしていただいたほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

この予算が今年度から初めて予算措置をした段階で、なかなか支所にうまくその趣旨等が伝わっていない支所もございまして、また、区長への連絡体制が整っていないところも確かにありまして、もう12月ですけど、まだ施工している箇所が1か所もないということで、そこは反省すべきと思っております。

ただ、やはり箇所が限られた予算の中でかなり要望箇所が多いというのも事実でございまして、その調整に時間がかかっているところもございまして、今後はますます要望が増えてく

るのではないかと予想されますので、早めにきちんとした調整を行いまして、限られた予算ではございますけれども、確実に執行していきたいと考えております。

○7番（堤 康幸君）

確かに厳しい財政の中で、こういう予算をつけていただいておりますけれども、要望が多いということはまたそれなりの予算を増額していただかないといけないということだろうと思います。どこか施業をするとですね、ああ、こういうことで役所のほうから、例えば、影切りがあったとか路肩の整備ができておったとか、そういう話が広がると、また結局要望が多くなる。だから、串毛の場合もいっぱいありますけれども、まずはスクールバスの通行路線を最優先にするように要望をしてくださいということで、私は区長会にお願いしておったわけです。やっぱりどうしても普通の車よりか車高が高いために枝が下りてきとくと、そこを避けるために本来の通行路線よりかちょっとはみ出して回って、スクールバスの場合、朝と夕方ですので、皆さんが非常にせわしく動き回る時間でもありますので、幸い今まで事故があっておりませんが、そういう事故防止の観点からも、こういう面に関しては教育委員会のほうでもですよ、そういう直ちに影切りが必要だとか路肩整備が必要、そういう点検あたりはしていただいたほうがいいのではないかなとも思っております。

これの施業に関しても業者に頼まにやいかんような作業もありましようし、場合によっては地元でできることもあるわけですよ。結局、地元で施業した場合にきちっとその経費の負担を措置していただくような仕組みがあれば、班長会でちょっと一番危ない区間でも切ろうかとか、そういう話にもなると思いますので、そこら辺のところをまた今後よろしく願いをしたいと思います。

それから3番目、令和3年8月豪雨における農産物への被害調査をされたのかということで、被害調査はされたという先ほど市長答弁がありました。ちょっと私が詳しく書き損なっておりましたけれども、この被害は私はどっちかという2次的被害のことをちょっと聞きたかったわけですが、そこら辺の把握はされてありますか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

作物被害につきましては、市長答弁のとおり、8月16日に回っております。そのときにどうしても行けない箇所と、崩落とか土砂崩れがあっておりますので、その辺については調査段階では安全を確保するために向かいの山とか見やすいところから確認しております。

なお、農地には直接ないですけど、そういった部分、回り道しなければ行けないところについては把握した分を随時、第一整備室、第二整備室のほうとは情報共有して早急な対応ができますよう段取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

今の課長答弁の中、結局、その応急復旧対策と、それから迂回路の整備とか、そういう面に関わってくるだろうと思うけれども、ちょっと私が言いたかったのは、今年8月、夏場の栽培管理というのは物すごく緊急性が高いですよ、特に病害、それから、8月もちょっと下旬になってくると収穫が始まります。特に栗とかですね、梨は当然収穫中でしたけれども、そういうことに対して道が通れんために収穫に行けないとか、要するに土砂崩れで畑に行けんために防除ができなかったとか、こういうことで被害が出た部分があるのではないかとちょっと話も聞いておりました。そういうことに対しての何らかの調査はされておるかどうか、こちら辺をお伺いしたかったわけです。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

今、堤議員のほうからおっしゃった、例えば、道路が寸断して防除できない、収穫できないというお話は随時私のほうも伺っております。これは立花、黒木支所が中心となりますけど、果樹エリアは特にそういう話が多うございましたので、その都度、先ほど言いました第一整備室、第二整備室、また、各支所の土木の担当と連携して、そういった部分から早急に改善していくようなことで段取りを進めております。その後、具体的に私のほうに生産者のほうから収穫ができなかったとか、そういったものは聞いておりませんので、各自生産者の努力によって何とか収穫まではこぎ着けたのかなとは思っておるところでございます。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

農産物のこういう場合の2次的被害というのはなかなか確認がしにくいと思うとですよ。例えば、今、ミカン出荷最盛期になっていますけれども、ちょっと汚いと。どうも後期の黒点病が結構多い畑もやっぱり見受けられます。ちょうどたまたまこの豪雨の期間、降り始めが13日からやったですかね、ここの期間、盆前後にちょうど防除適期というか、防除をやりにやいかん時期になっておったところができんために病気が入ったとか。大体、ミカンでいうと黒点病、ほとんどのところが通常ジマンダイセンあたりを使いますが、大体、残効の期間が20日間ぐらいなんですよね。ちょっとそれを超えてたまたまその期間に、こういう災害で畑に行けんとか、そういうことが出ると自己責任とはいえ、それで品質低下、所得が減ると、そういうことも考えられます。こういう場合ですよ、先ほどからずっと防災安全課長からも建設課長からもありましたけれども、ちょっと車の通れるだけの応急復旧、こういう災害、今年も大規模な災害が大変出ておりましたので、土木の業者さんたちにそこをやってくださいというのは、整備室としてはなかなか無理と思うとですよ。やっぱり地元でちょっとやれるとか、こういうところに担い手というか、ちょっと手当てするための仕組

みづくりと。先ほど言うた道路愛護あたりはふだんにずっと道路手入れしよることによって災害が起こりにくくなると、これは当然のことだろうと思います。

今、なかなか集落の世帯数も減る、当然人口も減ってきて若い人もおらんようになって高齢化が進んでおる。今まで道路愛護の施業区間だったところができんごとなりよるですね、幹線というか日常的に使う道路だけをやるのがもう精いっぱい、こういうところが現実なんですよ。畑に行く道路、前は年2回の道路愛護と別に、うちの集落では作道造りと言い方して関係者だけ出て、また市道であっても、もともと町道ですけど、そういうところも草を切ったり、それから水切りしたり排水対策をしたりして、何かあってもそう簡単に災害被害に遇わないような、その体制ができたんですが、それができんようになった。こういうところをもし地元でできるならば地元ですと。できる何かそういう仕組みがあれば取りあえず地元でやると、支所との話合いの下でもいいですけど、こういうことをすることによって減災、見えない被害というか、実際、その防除ができんためにどのくらい被害が出たかというのはなかなか数値化するのは難しいと思いますけれども、作っておる栽培者にしてみれば、多分あの時期の防除が抜けたためにこげなったんだろうと、そういう認識は当然あると思います。

今年も第二整備室に非常に無理をしていただいて、栗の収穫をするとに道がないとかで迂回路のほう、草切りを——草切りというか、ほとんど影切り主体になったかもしれんですけど、やっていただいて無事収穫を終えたところもあります。やっぱりこういう災害の最中に、業者に手を割いてもらうというのは、なかなか担当課としても厳しい状況があらうかと思いますが、そこら辺のところは農業、農産物の面という、限定したところで農業振興課としてはどうしたがいいと、何か考えをお持ちですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

現実問題、堤議員がおっしゃるように、例えば、地元の方で中山間地域直接支払いの集落組織であったり、そういった部分で重機を管理されている方、また個人で持っていらっしゃる方が数多くおられます。その方ができる範囲内で、実際自分がたんとは自分がたですぐやったもんねというのは災害後いつも聞くことじゃあります。そこら辺については、自分のところを自分でされる分については問題ないと思います。

ただ、例えば、集落の道路であったり、そういう自分に受益がないところについてはなかなか本人さんの承諾、また、安全性の問題とかもありますので、農業振興課として必ずお願いしますというまでは言われんけど、先ほどみたいな管理の面であったり、収穫の面だったりする場合には、何らかの手だてで早急に対応していただければ農業収入のほうにも安定してくるのかと考えております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

それで、今まで防災安全課、それから建設課、農業振興課といろいろ話を聞きましたけれども、4番目の応急復旧作業の進め方の現状と今後の在り方をどう考えているのかということですが、この応急復旧作業の優先順位の判定要件というのはどういうところにありますか。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

応急復旧工事の優先順位ということでございますけれども、まず、一番目になるのはやっぱり生活に関わっている、人命に関わるべき応急箇所、復旧箇所、これが一番目になるかと認識しております。生活道路で先ほど来も迂回路の件とかお話しいただいているところなんですけど、そういったところのふだんの生活にすぐ戻れるような応急復旧箇所と、あと家の家屋の裏手であったり前であったり崩壊箇所、それが道路であったり河川であったり2次被害が想定される箇所、そちらについても応急対策が必要であると考えております。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

優先順位は分かりました。この復旧作業の問題の担い手、これが一番問題だと思いますけれども、平常時であれば、平常時というのが、こういう災害が多くないときであれば当然、土木の業者さんがいらっしゃいますからあれですけど、こういう災害が各方面で数多く出るときは、なかなかそういう専門業者に頼むというのは無理だと思いますが、地元自主対応への、要するに先ほどから言いよりも支援策というか、これの仕組みをぜひつくっていただきたいと。安心して区長なら区長がちょっとあそこら辺やってくれんですかとか、その重機の所有者とか、地元の行政区であそこをちょっとやろうとかなんか、そういうことがあんまり後の経費とか心配せずに、当然その行政区負担ということになると、区長にとっては、財源が厳しい行政区の場合はなかなか簡単に、というボランティアでやってくださいというのなかなか言いにくい。まあ、やりますよ、ほとんどやってもらっていますけれども、やっぱりそういうのに対してはきちっと後の必要経費の対応というか支払いというか、それをきちっと制度化してもらう必要があると思いますけれども、いかがですか。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

地元行政区単位での応急復旧対策に対する助成についてですけれども、市が管理する市道であったり河川であったりする分につきましては、やはり市のほうの、先ほど市長も申されましたとおり、第一整備室、第二整備室の中には施設管理班がございます。こちらはもちろん重機、ダンプ等を利用して対策をやっていきます。もちろん今回の災害におきましても各支

所に配備しまして迅速な対応をやってきたところでございます。いかんせん市道、市が管理する施設につきましては市がやるべきところである。あと地元の方でやっていただく分につきましては危険性の伴う現場等もでございます。ただ、場所によっては地元の方のほうが詳しい箇所もございます。先ほどからおっしゃっていただいています農道とか、市道でない農道であったり水路であったりに対する一つの助成として八女市小規模土地改良事業補助金というのがございまして、こちらの中に農林業施設災害復旧と別に農地災害復旧という形で2項目、事業種目がございます。こちらの中には、業者さんのほうに依頼をされる場合、80%補助、あと自力でされる場合、先ほど申されました農地に行くまでの農道の土砂取りであったり路肩の小規模崩壊であったり、国の災害に乗らない部分につきましては、この事業を利用してやっていただいているところでございます。

先ほど言いました自分たちでやられる、受益者さん方でやられる場合につきましては、労務費以外、機械の借り上げ料であったり、燃料代であったり、生コンの資材であったり、こちらのほうにつきましては、100%の補助という補助金要綱を設けております。ただ、これにも幾らかの要件がございまして、施設であれば2戸以上と、農地であれば1戸以上で十分要件に合っているところでございます。そういった支援のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（堤 康幸君）

分かりました。この災害時に、平常時もそうですけれども、先ほど市長答弁の中にもありました施設管理班、これは非常にいい仕事をしていただいておりますと思うとですよ。市が自前でそういう施業する部門があるという。今ちょっと整備室に行くときに管理班の机等がありますけれども、もうちょっとしっかり充実するべきところではないかと思いますが、いかがですか。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、第一・第二整備室それぞれに施設管理班を配置いたしております。最低限の機械、重機、ダンプ、それから、資機材等を保持しながら通常の道路の維持管理とか河川の管理とか、災害時には応急対策等に当たっている職員でございます。現在、それぞれの第一・第二職員を配備しておりますけれども、なかなか災害時にフル活動する場合もございまして、通常は大体年間計画の中で道路の維持とか河川の維持とかに当たっておりますので、その体制を現在維持してもらっておりますので、維持しながら、今後も可能な限り対応していきたいということで考えております。

○7番（堤 康幸君）

平常時からしっかりと仕事をさせていただいておりました、ここをうまく充実させて機能していくというのが、この復旧に対しての即応体制としては一番理にかなうのじゃないかなと思います。

できればこういうふうで、毎年大変な自然災害が出ます。大きいところは別として、ちょっとした作業の担い手にもなっていただけますし、それから、平常時に影切りであるとか、路肩の整備とか、側溝のしゅんせつとか、こういうやつ等、仕事はいっぱいあると思うとですよ。なかなか今までみたいに道路愛護の作業の効率というか住民そのものも減ってきてますし、今までできた作業ができないような状況に、人的要因として人間も減ってくるとか高齢化、そういう意味では、これはやっぱり自前、この施設管理班ですけど、ここをしっかりと充実させていただく、それが結果的に防災・減災には大きないい影響というか、資するものだと思います。

それは当然職員が大きくなるということですから当然経費も要りましょうけど、それ以上の災害による、被害によるデメリットとか日常の安全・安心とかを考えた場合に、ここはまだ相当、そういう意味では、先ほどから何回も言いよりますけれども、充実を絶対させにゃいかん部門だろうと思いますが、もう一回そこら辺の現状維持、その現状維持、減るよりかよかですけど、できればここは充実、増員をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

施設管理班の充実ということでございます。施設管理班でございますが、こういった現業部門と申しますけれども、こういう現業部門につきましては、実は総務省の方針としましては極力縮小していくようにという考えがございまして、毎年、県の市町村支援課のヒアリングの中でも指導を受けているという状況もございます。

ただ、八女市は議員も御承知のとおり、市道の総延長も県内3位の長さとか、あと中山間地というところもございますので、そういったところで、今の施設管理班の規模を保っているというところで今に至っているところでございます。

今後の考え方ですけれども、やはりここを増やすとなると今度は事務職の部分にも影響してくるということもございまして、この限られた職員数の中で適正な人員がどういったところになるのかというところを財政的などところも見極めながら考えていくべきじゃなからうかと考えております。

支障がないような範囲でこの施設管理班については維持をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

堤議員、残り時間少のうございますので、よろしく申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

安全に安心して暮らすということ、心豊かにというのが、前第4次の総合計画の中にありましたけど、安全・安心が担保できないと心豊かには生活ができませんので、ぜひともこういう自然災害が多くなってきております。そういう面に関して、特にその後の復旧、できることを自分たちでやれるように市のほうとしても、ぜひ今、人事課長が言いましたけれども、財政的に厳しいとか、結局、ここを充実したほうが最終的には財政的に楽になるかもしれないと思うとですよ。災害で損失を起こすよりか事前に手当てをしとったほうがいいのではないかと思います。

ぜひともそこら辺、十分考えていただいて対応いただきたいと思ひまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

7番堤康幸議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様、大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓です。本日最後の一般質問です。大変お疲れのところ、最後まで御清聴よろしくお願ひいたします。

また、傍聴にお見えの方、大変お忙しい中に足をお運びくださり、ありがとうございます。では、さきの通告に従ひまして、一般質問を行ってまいります。

最初に、子育て包括的支援についてであります。

子育て、教育を国家戦略にと国も子どもたちに光を当てた社会づくりへ動き始めました。11月は児童虐待防止推進月間でもありました。子どもは未来の宝であります。しかし、現実には愛知県で11月24日に中学3年生が同級生を殺傷する事件が起きたり、また、ヤングケアラーで小・中・高を過ごさざるを得なかった一女性が、40歳代で心の病で離職等々、毎日のように子どもたちを取り巻く環境が新聞報道され、厳しい現実が突きつけられています。

本市の子どもたちから、家庭や社会は優しかったと、将来そんな言葉が聞けるよう、今できる限りのことをやり切る必要があると思われます。

以上のような観点から、次の点についてお尋ねをいたします。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の現状と課題は。(2) いじめ・不登校の現状と具体的な解決策は。

次に、ひきこもりへの具体的な取組についてであります。

遮断された他者との関係性を、今ある可能性から一步を築くことができるよう、生きづらさへの解決になるような具体的な取組が必要だと実感いたします。本市としてはどのように取り組まれてきたのか、お尋ねいたします。

最後に、動物との共生や殺処分ゼロに向けた対策についてであります。

今、全国の自治体では、地域猫——野良猫等の殺処分を減少につなげるためのプロジェクトチームを立ち上げたり、動物愛護団体や支援団体との意見交換を重ね、ペットとの共生社会実現を推進する動きが増加しています。その背景には動物虐待の増加もあります。

本市において、(1) 地域猫（野良猫）の生態の現状は。(2) 支援団体の現状と課題は。(3) 今後の具体的な取組はの以上3点についてお尋ねいたします。

あとは質問席にて順次質問してまいります。明確なる御答弁よろしく願います。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

子育て包括的支援についてでございます。

まず、妊娠期からの切れ目のない支援の現状と課題はというお尋ねでございます。

妊娠期からの切れ目のない支援につきましては、出産を安定した気持ちで安心して迎えることができるよう、子育て世代包括支援センターにおいて母子健康手帳の発行時にアンケートを取るとともに、ハイリスク妊婦や出産後の養育環境を含め様々な不安や問題を解消するために、保健師や助産師、社会福祉士を配置し、対応しております。

また、複合的な問題をはらんだケースにつきましては、家庭児童相談室や関係機関と連携して支援を行っています。

今後も妊娠早期からのメンタルヘルスケアを行いながら、産後鬱の予防、早期発見に努め、切れ目のない包括的な支援に取り組んでまいります。

次に、いじめ・不登校の現状と具体的な解決策はにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、2のひきこもりへの具体的な取組は及び3の動物との共生や殺処分ゼロに向けた対策についてにつきまして答弁いたします。

ひきこもりへの具体的な取組はについてでございます。具体的にどう取り組んできたのかという御質問でございます。

ひきこもり支援は、個別の関わりが必要であることから、専門の相談窓口を社会福祉協議会に委託しており、ほっと館の名称で市内2か所に設置して対応しています。

ほっと館では、ひきこもり状態の方やその家族への相談支援、また、当事者の居場所づくりや社会参加のきっかけをつくる参加支援活動などを行っています。

今後は、現在実施していますひきこもりに関する実態調査を来年3月までに取りまとめることとしていますので、この結果を踏まえ、ひきこもりに関する具体的な対策や支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、動物との共生や殺処分ゼロに向けた対策についてでございます。

まず、地域猫（野良猫）の生態の現状はというお尋ねでございます。

野良猫の多くは、飼い猫が人に捨てられて野良化したもので、その取り巻く状況として、繁殖やふん尿に関する相談が増えております。

次に、支援団体の現状と課題はでございます。

繁殖の防止や飼養困難な場合の譲渡あっせん等を実施する支援団体がございます。課題としては、行政や支援団体など関係機関との連携が必要であると考えております。

次に、今後の具体的な取組はについてでございます。

第3次の福岡県動物愛護推進計画において、犬猫の致死処分数削減目標の下、推進体制や具体的施策を掲げています。本計画の推進に向けて、引き続き、国、県をはじめ関係団体等との連携を深めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

1、子育て包括的支援について。いじめ・不登校の現状と具体的な解決策はとのお尋ねです。

現在のいじめの認知件数、不登校児童生徒数につきましては、配信している資料でお示ししているとおりでございます。

いじめ防止の取組としましては、アンケート等による早期発見とチームによる心のケア、教職員に対する生徒指導力向上のための研修の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室等とのさらなる連携充実を図っています。

不登校児童生徒に対する取組としましては、あしたば通室生への学習支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室等の関係機関等との連携を図るとともに、各学校の取組への指導、支援、千葉大学との連携による「勇者の旅」プログラムの実施などの取組を行っています。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

今回は順番を前後いたしまして、最初にひきこもりの問題からお尋ねをしたいと思ってお

ります。

子育ての包括支援とひきこもりとを一緒に具体的に質問させていただきたいと思っております。

最初に、ひきこもりについてのお尋ねですけれども、今回、資料請求の中に、国のひきこもりの実態調査の結果が出されております。15歳から39歳で54万1,000人、そして、40歳から64歳、61万3,000人、これは平成27年で15歳から39歳、平成30年の12月調査で40歳から64歳と若干年数は3年後ではありますけれども、この資料をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思えます。

また、このデータから、本市において、この対象者がどのくらいの数がいらっしゃるのかという把握ができるのか、その2点について、まずお尋ねいたします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

今回お示ししている資料につきましては、平成27年の12月と平成30年の12月に内閣府が調査したものでございまして、国のほうで5,000人の方にアンケートを取られたものでございます。5,000人中でどれぐらいの割合がいるかということで抽出された割合を掛けられて、こういう推計の数字が出ているようなものでございまして、対象となるひきこもりという定義ではございませんけれども、こういう方をひきこもりとして捉えましたという内容が書いていますように、原則的には6か月以上にわたって御家庭にとどまっていらっしゃる方、外に出られない方ですね。それから、趣味の用事とかコンビニまでは出かける、自分の用事の時だけは出かけるという方も多く含まれているような状況にございます。

国のこの結果によりますと、性別でいきますと、男性の方、女性の方の比率が、100%で申しますと、男性が75%、女性が25%ぐらいいちゃったという状況。それから、なぜひきこもりの状態になられたかということで、ひきこもりの状態になったきっかけとかございますが、そういったものによりますと、退職されたことが原因でひきこもりになったとか、人間関係がうまくいかなかったとか、職場になじまなかったということが大きく要因としてとられています。

それから、ひきこもりになった期間とかが調査に出ていますけれども、ひきこもりになった期間については3年から7年ぐらいの方が多いという状況です。

それから、八女市においてはどれぐらいあるかということのお尋ねがあったですか、三角議員。（「そうです」と呼ぶ者あり）国の統計では、足したら112万人ぐらいの数になりますけれども、単純に国の人口は1億2,000万人ということで、それを割り戻しますと、八女の6万2,000人という数字に割り当てますと、500人ぐらいの数字が国のこの110万人に対して、八女市では500人ぐらいの数字が出るのではないかとということで考えております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

答弁では、来年3月までに実態調査を取りまとめるとのことでございました。また、どのような支援ができるのかということで、委託先の社協と協議しながら、今の時点、方向性を、私的には今の時点ですね、社協と協議をしながら、どのような支援ができるのかというのも来年度の予算要求も含めてやらなくてはならないのではないかなと思っていますけど、今の時点ではもう数の掌握ぐらいで、具体的にどういう方向でこのひきこもりの方たちへの支援をやっていくかということまでは見えていないのでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

現在、社会福祉協議会に委託をして実態調査をやっているということで申し上げましたけれども、国の調査と同様に、性別であったりとか、年齢区分であったりとか、どの地域にどれぐらいの方がいらっしゃるのかとか、あと、個別にそういった数が分かった後に家族関係、家族の状況であるとか、これまでに行政の支援とかが関わったことがあるのかどうかとか、あと、そういう細かい対象者を絞る、そういった作業もやっていきたいなということもございまして、同時に福岡県も同じような調査をやっています、福岡県も今後、来年度以降、どういった取組をやっていこうかということで考えておりました、国、県のそういう調査の後の支援のやり方、その辺も参考にして、当然、実態を把握していただく社会福祉協議会と連携して支援の在り方を研究したいということで考えております。

○16番（三角真弓君）

ひきこもりから自殺にならないためにも、その点の協議も含め、令和4年度には具体的な施策を考えていただきたいと思っています。その点、担当副市長の見解をお願いしたいと思います。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

御質問の趣旨は十分私ども理解しております。具体的にピンポイントでどういった体制が必要か、どういった具体的施策が必要かというのは、やっぱりアンケートの答えなりをしっかりと見ないと、見たほうが確実に進むと思っています。しかしながら、現状でも、ほっと館やめ、上陽町のほうで日常的に相談体制をしっかりと持っております。そういう中で出てきました個別の案件に対しては、しっかりと具体的に取り組んでいきたいと思っています。そういった相談内容と、今度、今やっておる実態調査等を複合しまして、具体的施策にはまたしっかりと取り組むし、個別にもしっかりと具体的に取り組んでいきたいと思っています。

○16番（三角真弓君）

先ほどの約500人という、その数では表現できないのもあるかなと思うんですけども、先ほど課長が言われた資料ですね、これがひきこもり白書として、今、その概要がちょっと新聞に載っておりましたので、確認をしたところ、やはりこの中から見えてくるものは、決して15歳から、合わせれば64歳まで分けて出して、八女は約500人ぐらいだろうということと言われておりますけれども、このひきこもりというもの、これは病気や逸脱と考えるのではなくて、何か欠けている、あるいは何か過剰であるということになります。こうした認識で対処すると、仕事に行けなかった人が仕事に行けるようになれば、解決したことになる。

例えば、これはひきこもりというのは、病気や逸脱ではなくて、そういう状態であると判断をされております。一番この中でも、私も非常に関心があったのは、生きづらさという、このひきこもりの要因の中に、長くなればなるほどたくさんの項目が見えてきております。この中で一番大きい数字を出しているこのひきこもりの方々の心にあるものというのは、一番が自己否定感、要するに自分を肯定できない方が75.5%、次、経済的不安が71.5%、次が、心の不調、病気、障がい等ありが74.1%、そして、家族以外の人間関係や、あるいは父親とか母親との問題、こういうものがひきこもった方のアンケート調査で出てきているものでございます。

本当にこのひきこもりから見えてくるものの中には、その次に、いじめと不登校の学校の問題につながるのかなと思ったのが、やっぱり不登校問題、いじめ問題というのは学校、行政だけで解決できるものではないと思っておりますし、本当にこれだけの、同僚議員が言われたように、不登校も今過去最高の数字を福岡県では出しております。そこに、このひきこもり白書の中に書かれているものと重なるようなものがあるような気がいたします。これは、今、私が申しましたように、自己否定感を持つという生きづらさですね、自分を肯定できない。こういうことは現実、今の児童生徒の不登校にもつながるといえることがあるのかということ、学校教育課長どのお考えでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘された自己否定感ということにつきましては、学校教育の中におきましても、大変大事にしていかないといけないと思っております、逆の意味で。逆の意味でと申しますのは、学校教育の中で、我々が学校とともに頑張っている柱の一つに自己肯定感、自己否定の逆でございます。自己肯定感を養うことができるようにしていきましょうということを経営にして、学校経営もやっていきましょうということに頑張っております。

つまり、授業の場面、生活の場面、たくさん子どもたちと共有する場面の中で、子どもたちが活躍したり、そして、できるようになったり、そういうところで充実感とか、そ

うのをたくさん味わわせて、そして、教師のほうから子どもたちのほう、あるいは保護者のほうにフィードバックしていきながら、自己肯定感を高めていこうとして頑張っておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

学校教育課のほうに令和3年10月末時点でのいじめ、不登校の件数を出していただいておりますけれども、いじめが140件、不登校93人となっております。数的に見て、本当に少ない数ではないと思っていますし、これが学校現場で起こったことというよりも、それ以前の問題、いろんな要素を含めての、先ほど申しましたように、こういう状態になったのではないかなと思っています。

不登校の、ちなみにゼロという学校、どこということはもちろん言われなくていいんですけど、いじめや不登校が全くないという学校も八女市内にはありますでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

いじめの認知件数については、前回の議会のときにも答弁いたしましたように、1件でも多く、早い段階で認知するよということ、認知数を上げる努力をしています。つまり、教師のほう細かい芽のときに発見して、そして対処していく、そういう意味でのいじめの認知件数は伸ばさないといけないと思っています。ですから、いじめについてゼロというのはあり得ないというのが我々の立場でございます。

不登校につきましては、当然、午前中の教育長の答弁にもありましたように、年度によって増減もでございます。ゼロのときもあれば、幾つか数字が上がるときも当然でございます。今現在、ゼロのところは確かにございます。

○16番（三角真弓君）

改めて、すみません、前回聞いたことを聞いて申し訳ないです。

では、家庭児童相談室が虐待の件数を出しております。もらっておりますけれども、令和元年度で延べ1,397件、実数で105件、令和2年度で1,852件、実数で126件、この虐待の対応件数ですね、この虐待の対応件数と、いじめとか不登校、こういった、例えば、不登校の児童生徒がこの虐待の件数の中に入っている、重なっているのかということまで分かりますかね。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

申し訳ございません。不登校相談というのが、また別の項目がございまして、議員御質問の内容は、不登校の方がここに入っているのかどうかということだと思っておりますけれども、申し訳ございません、ちょっとそこまで把握はできておりません。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

一緒になっている質問ということで、ゼロ歳から18歳までを間断なく支援するという子育ての包括的な支援というのが今、国でも言われておりますけれども、令和2年度の不登校児の数というのが、9月の定例会では121名ということで、これは令和2年度の数ですね。そして、その中で、小学校から中学校に入学した生徒がそのまま不登校のままで中学校に一応、入学はしなくちゃいけませんので、そういう生徒さんの把握とかは学校教育課ではされていますでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

把握いたしております。継続して中学校に上がったときに、引き続き不登校になっているというケースは把握いたしております。

○16番（三角真弓君）

この中学校を卒業した場合、学校教育課から離れるわけですね。そうなった場合、不登校のまま卒業して、その生徒さんがその後どのような暮らしをやり、どのようになっていったのか。これは子育て支援課で把握されている分でしょうか。要するに、不登校のまま中学校を卒業した、ゼロ歳から18歳であれば、その期間が重なるわけですね。ですから、普通、高校生の生徒、高校3年、この3年間という期間を中学校のときに不登校のまま卒業した生徒さんが、じゃ、その後どうなっていて、どう支援していているのか、そういう点はどのようにされているでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

中学校で不登校状態である生徒さんが高校に、あるいは社会に出ることにつきましては、まず、高校に進学するときに、中・高の引き継ぎとかがございます。そのときに、これまで対応してきた経緯であるとか、中学校が把握している状況等につきまして、高校側と情報交換、引き継ぎを実際やっております。その後、高校のほうで対応していただくわけですが、そのときに、なかなかうまくいかないというときに、再び中学校のほうに御相談されたりして、中・高、連絡を取りながら、不登校対応を引き続きやっていると、そういう取組をしておると伺っております。

また、うちのほうに、学校教育課のほうにもしも高校のほうから情報提供、あるいはその相談等があれば、当然、我々も、我々として対応してきたことがございますので、その情報については、その子のためであれば、出していないといけない、情報交換をしていかないといけないと思っておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

先ほど教育長の答弁の中に、千葉大学の「勇者の旅」というこのプログラムですね、こう

いうことも実施しながらということでございましたけど、これはどちらかといえば、子どものそういう心理的なものに対する関わりのプロジェクトかなと思いますけれども、現実、これはどのように実施され、また、このことによって、一人でも不登校児が学校に来れるようになったとか、そういう状況ですね、今までの。それをお願いしたいと思います。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

「勇者の旅」プログラムと申しますのは、千葉大学の発達教育研究センターと連携してやっております事業でございます。認知行動療法に基づく不安予防の教育プログラムということで、どちらかという、不登校の予防に重きを置いたプログラムでございます。

実際、10時間授業の時間を使いまして、千葉大から教育を受けた担任の先生、8月頃に千葉大との講座をやって、そのやり方とかを習得した先生が、実際その後、秋に子どもたちの前でその予防プログラムを実施していくということになります。

ただ、当然コミュニケーションとか、そういうものを扱っていくものでございますので、集団をつくって、そして、話をしたりとか、一緒に作業をしたりとかというプログラムが10時間の中にたくさん入っています。ですから、コロナが始まりまして、随分たつわけですが、やっぱり密着とかそういうのがございまして、今現在、学校のほうで取り組んでいる数というのは、コロナ前と比べると、随分減ってはいます。ですが、我々としては不登校の問題を重く受け止めておりますので、コロナが一段落したら、全部の学校でやっていくことができればいいなと思っておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

予防だということでは分かりました。

大阪にある、皆さん御承知の方が多いかと思いますけど、大阪市立大空小学校、これは映画にもなったことが過去にあるということでございますけれども、ここの学校は、もちろん不登校児はゼロです。ここは全ての子どもの学習権を保障する学校をつくるという理念の下に開校された学校です。特別支援の対象となる子どもを含めて、全ての子どもたちが同じ教室で学びます。校則は一切なし。あるのは、たった一つの約束であります。自分がされて嫌なことは人にしない、言わないのみです。校則ではなく約束なので、破っても罰せられるのではなく、やり直せばいいということでやられております。

それと、大空小学校で身につけていく4つの大きなテーマとして、1つが、人を大切にする力、自分の考えを持つ力、自分を表現する力、そして、チャレンジする力、この4つの大きな目標を掲げてやっておられますけれども、ここは本当にそういう中で出てきたキーワードが、多様性、共生、想定外ということで、15年前にこれは開学になっている学校であります。

このように、やはり子どもたちの多様性の社会を幸せに生きられるためには、互いの違いを認め、尊重し合うことができ、全ての子どもが安心して学べる学校を目指そうと開学された学校です。こういった学校の、人にされて嫌なことは言わない、しないという、本当にすばらしい学校の約束事ではないかなと思っておりますので、千葉大学も大事でしょうけど、こういう大空小学校のこういったところの学校のほうもぜひ調査研究をしていただきたいと思います。

それとあと、学校選択制が今、八女市でも行われておりますけれども、例えば、この自分の校区じゃない学校を選択して行った場合、仮に4月に入学をして、途中でどうしても行きづらさを感じたり、行けなくなったお子さんというのは、その次の学校を、じゃ、違う学校を選択する場合、それは翌年まで待たなくちゃいけないのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校選択制で学校を選択した場合、約束として卒業まで、小学校であれば6年間、中学校であれば3年間行くというのが条件で希望を提出していただいております。それが前提としてあります。

ただ、議員おっしゃられるように、途中でそういう子どもたちが不登校状態になるとか、そういうケースも、今はちょっと聞いてはおりませんが、それはもう十分考えられることであると思っておりますので、それはそれで相談に乗っていきたいと考えております。

○16番（三角真弓君）

今のは答弁じゃございません。1年待つのかどうなのかということ聞いています。

例えば、4月に入学して6月頃行けなくなった場合、じゃ、地元の学校にお母さん行きたいよと子どもさんが言った場合、その時点で編入ができるのか、翌年まで待つのか、そのことを聞いているんです。その1点だけ教えてください。

○学校教育課長（郷田純一君）

先ほど申し上げましたように、卒業まで行くということを前提として……（「だから、できるかできないかでいいです」と呼ぶ者あり）いや、これはできると申し上げると……（「だから、できないということでしょう」と呼ぶ者あり）はい。（「それでいいです」と呼ぶ者あり）はい。

○16番（三角真弓君）

はっきりその答えを私は聞きたかったんです。ということは、もし仮にその子が、例えば、上陽北浜学園を選んでいて、じゃ、地元の、私は長峰ですけど、長峰ならお母さんも友達も多いから、僕は選択を間違っていたと、行ってみなければ分かりません。そういう規則であれば、それを、それは課長じゃなくて、市長、教育長の考えになるかも分かりませんが、

不登校をいかになくすかという場合、そういう選択肢を取る必要があるんじゃないかなと思うんですね。市長にお尋ねいたしますけれども、ぜひこれだけ93という数にこだわったり、本当に苦しんでいる子どもさんたちのことを思えば、そういうことを、こんなに多いということで学校教育、教育委員会あたりに言っているんじゃないなくて、これは学校だけで解決できる問題ではないということを私は前に申しましたように——ということは、そういう行った学校が駄目であれば、じゃ、10か月とか半年とか待つより、その子が、全くそれから行けなくなれば別ですけど、自由に選べる、そういう選択肢を持つことに変えることはできないんでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

大変難しい問題だろうと思っております。1つは入学した学校の環境によっても、やはり自分が間違っていたと、やっぱり自分の地元の学校に行きたいということが起きる、あるいはまた、家庭の問題も影響してくるだろうと思っています。だから、総合的にいろんな条件を考えて対応していかないと、子どもさんが非常に辛い立場になる可能性もありますので、今、議員おっしゃるように、教育関係として、行政関係を含めてそういう場合にどういう対応をしていけばいいのか。もう卒業までできませんよといったら、その間、その子どもは大変辛い1年2年を過ごさなきゃならない、家庭との問題もありますし、そういういろんな環境が人それぞれによって違うだろうと思うので、その辺りはよく検討して対応していかなきゃいけないのではないかと考えております。

○16番（三角真弓君）

これは、すみません、教育長に聞くべきだったかなと思いますけれども、本当に真剣になって考えなければ、今、コロナ禍によって子どもたちの生まれる出生数というのはかなり減ってきております。合併当時は500近かったんですけど、今400を切っているか切らないかという状態になった中で、未来を担う、八女市を担う子どもたちがこういう不登校の現状の数が出ている。その子たちが将来どうなっていくのかを考えたときに、いろんなそういう、今の制度を変えなくてはならないと私も考えております。

例えば、これは同僚議員も後で質問をされますけれども、例えば、小規模特認校という制度を設けてもらえれば、これは不登校の改善の一つにつながられます。例えば、今ある校区がそういう協議会をやっているということでもありますけれども、八女市にどこか1校でもいいですので、選択制の中にそういう途中からでも入られる学校ですね、そういう学校が1つでもあれば、1つの不登校の対策につながるのではないかと考えておりますけど、これは教育長のほうにお尋ねいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

先ほど課長のほうも申しましたけれども、途中で行けないというのは、原則行けないと、制度が硬直しているわけではございません。確かに現実問題として、学校選択制で学校を選んで行っていた子どもが、途中、いじめ、不登校様々、これは具体的には言えませんが、それで元の学校に戻った、戻したというケースもございます。ですので、それは制度上はやはりそう言わなくちゃいけないということで、先ほど課長はそうお答えさせていただきましたけれども、これは学校選択制で選んで行こうが行くまいが、例えば、学校の中で教員との人間関係とか、あるいは子ども同士の人間関係とか、いじめとか、そういったことが要因で不登校になった、環境を変えれば、この子は不登校状態から脱することができるということで話合いが持たれて、できれば、それは異動が可能です。それは当然やるべきことだろうと思います。

不登校の学校としての小規模特認校ですけれども、私はこれは実は区別して考えなくちゃいけないものだと思っています。小規模特認校というのは、もともとが過疎化、子どもが少なくなっている学校を維持するためにどうしたらいいかというところが出発点なんですよね。そのために、不登校の子を入れるとか、そういうことじゃなくて、ここの魅力で入れていくんです。御承知のように、不登校特例校というのがございます。これは今、全国で17校ですか、私立であったり、あるいは公立であったり含めて、小学校から中学校、高校まで17校ほど文部科学省の指定を受けてありますけれども、それはやっぱり特別な教育課程が要るんですよね。ですので、例えば、不登校の子どもを受け入れる小規模特認校と……（「そういう意味ではないです」と呼ぶ者あり）違うんですか。（「すみません、そういう意味じゃなくて、不登校イコールそういう小規模特認校ということではございません」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

不登校の子どもたちを受け入れるというのは、それは、例えば、逆に言うと、どの学校でもA校で難しい子はB校にとということも先ほど言いましたようにありますし、ただ、その要因が、不登校の要因が、学校の中での要因、先ほど課長が申しましたけれども、20%強ぐらいしかございません。あとは親子の関わりとか家庭環境とか、そういった要因が8割弱はございます。ですので、家庭の環境が変わらないのに学校だけ変えても、これはなかなか不登校の子が学校復帰するということは望めないんだろうと思います。ですので、そういった様々なことを、これは先ほど市長のほうからも言っていただきましたけれども、様々な要件を勘案しながら個別に対応していくことだろうと思っております。

○16番（三角真弓君）

すみません、ちょっと私の説明が悪かったので、そういう今の、一応は約束事で選んだ学校にちゃんと行って、よっぽどの理由があれば変われるということであればいいんですけど、

そうじゃなかったということで、不登校児イコール小規模特認校ということじゃなくて、例えば、途中で、こういう言い方は申し訳ありません、おっしゃるように学校側というよりも家庭とかいろんな問題が8割とおっしゃるのは本当にそうだと思います。ですから、選択肢の一つとして、そういう学校が1校あることによって、それはもともと過疎地とか、そういうところでの小規模の人数の中での小規模特認校ということで、いろんな意味合いがあるかなと思うんですけども、1人でも不登校をつくらないための選択肢の一つとして、それができないかということをお願いしたところでございます。

それと、これは市長、教育長をはじめ、今後、やはり大人の意識の改革の中で、八女市が本当に不登校を生まない八女市とか、いろんなキャッチフレーズもつくっていただきながら、地域が、そして、八女市に住んでいる人たちが子どもたちを支えていくというのは大事なことかなと思いますので、これはちょっと時間もありませんので、ちょっと市長のほうに要望いたしておきますので、ぜひお願いしたいと思っております。

やっぱり子育てというのは、非常に難しいことだと思っています。学校の今の現状の中で、これだけ不登校児がいらっしゃるということで。国の施策の中でも、今年11月29日、子ども基本法の制定や縦割りを廃した体制づくりなどを求める報告書が、子ども政策の推進に関する政府の有識者会議が子ども基本法に対しての制定を岸田総理のほうに提出されております。日本は1994年に子どもの権利条約を批准しております。しかし、総合的に子どもの権利を保障する法律が今ないということで、その法律をやはり今から国はつくっていくのかなと思いますし、そういった中で、子どもの幸せを優先する社会の実現のためには、本当にいろんな角度で子どもたちを支援していかなくちゃいけないとうたわれております。

やはり先ほど8割程度は家庭の中での問題という中で、ゼロ歳から18歳までの切れ目ない支援ということで、不登校の生徒を生まない、そういった子どもを生まないというためには、やはり妊娠したときからの手厚い支援が必要だと思っております。

今、妊娠届をして母子健康手帳を交付された際、やはりこの妊婦の方はちょっと心配があるんじゃないかなとか、いろんなことを多分、担当保健師あたりなんか気づいていただきたいと思っておりますけど、今、妊婦の3人に1人が鬱と言われております。そういう状況の中で子どもを産み育てていくという環境を変えていくためには、今、子育て支援課としてはどのような対応をされているのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、母子手帳交付時に妊娠届出を当然やっていただきますけれども、それに併せて面接も行います。あわせて、アンケートを取らせていただいております。各分野においてのアンケートということで、家族構成なり生活習慣、今までの健康

状態、妊娠、出産の状況、生活環境、その他ということであるんですけども、妊娠が分かったときの気持ちとか、その他の妊娠に関しての不安事、心配事、そのようなことを、言わば妊婦さんから聴き取りをして、支援につなげていくということで、全ての項目についてチェックをさせていただいて、必要に応じて妊婦さんのときから、さらには家庭訪問なんかをして支援につなげていくと、不安の解消につなげていくということで対応しているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

結局、ひきこもりの最初に、ひきこもりが約500人近いだろうと。そして今、子どもたちの不登校とか、また、虐待ですね、虐待の件数が非常に多い。そういう中で、それを早期に発見するためには、やはり母子保健というか、おなかに赤ちゃんを入れて、そして出産するまで、そして、出産をしてから、定期的に訪問とか健診とかで、やっぱり早期の、母親のそういう何か問題があるのではないかとか、赤ちゃんに対する母親の対応がどうなのかということの間断なく支援して見守っていく中で、やはり先ほど学校、不登校、いろんな問題は、8割は家庭の中にあるという早期の発見が必要かなと思います。

そういう中で、今、よく言われているのは、子どもができたお母さんですね、赤ちゃんが生まれた時点から、産んで育てていく中で、その母親が生まれてから現在までどのような生活してきたのか。そして、実家との関係はどうかとか、実家は支援者になり得るのか、また、家族の生活の実態とか、その親、母親自身や夫自身の生育歴、どう生きてきたのかというものです、生育歴、現在の生活上のストレス、そういう子ども、できた子に対する愛着はあるのか、そういった非常にいろんなものを早くに発見しないことには、やはり過去最高の、虐待の数も児童相談所で今20万件を超えております。先ほど出ておる八女市の数もかなりの実件数ですね、毎年増えております。コロナ禍によって、いろんな経済とかいうことがある中で、いろんな複雑多岐にわたる問題でそうなっているんでしょうけれども、今そういう産後ケアとか、新生児の訪問事業とかいうもので、そこに受けに来る母親であればいいんですけど、なかなか未受診だったり、なかなか会えない、そういった母子への支援というのはどのようにされているのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

母子保健関係で基本的に切れ目のないいろんな相談事関係をやっております。先ほど、今、言われましたように、法的な健診も含めてそうですけれども、一定、福岡ルールというのを県内決めていただいております、それは何なのかと申し上げますと、子どもさんの安全確認をするということ、言わば健診にもお見えにならない、いろんな保育所にもつながって

ない方についての安全確認をいかにやっていくべきなのかということで、まさに言われます支援が届かないところにいかに支援をしていくのかというところが一番大きな課題かと思えますけれども、そういった意味合いでは、子どもさんの、まずは安全確認をしてやっていく。そのためには訪問して、家庭で子どもさんがいらっしゃるのかどうか、安全確認をやって、言わばつないでいくと。それからの支援としましては、言わばなかなか保護者の方に受け入れがしてもらえないというところでは、やっぱり支援をしていくシステムづくりが必要かと思っております。そこら辺についても支援が切れているところに対しての支援をいかにつなげていくのか、言わば電話してもつながらない、連絡がつかない、健診にも見えないというところの支援体制について、また改めて具体的に保健師間で支援体制を組みながら、家庭のほうにつなぎを入れていくという形になっていこうかと思えます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

それと、今、八女市の子どもの健康カレンダーというのを見せてもらったんですけれども、これがやめっこ未来館はほぼほぼ毎月あっております。しかし、東部のふじの里、もちろん、やめっこにもお見えになることはできると思うんですけど、これを見てみますと、やっぱり時間帯とかいろんなことを考えたとき、保護者が職場復帰した場合、なかなか休みが取れない中で、この健診に行かなくてはならないといういろんなことがあると思えますので、これは一応要望しておきますけれども、例えば、近隣では久留米市ですね、久留米市を例に取った場合に、健診の委託医療機関に保護者の都合のよい日に予約を入れて、健診と子どもの予防接種も同時にできる。そのような体制づくりができております。非常に八女市も努力されて、4か月、10か月、1歳半、3歳児と健診をきちんとやっておられますけれども、東部のほうが若干少ないのと、ふじの里に矢部から星野から全部東部のほうは行かなくちゃいけない。そういった中で、お母さんが職場復帰した場合、どうしても母親が休みを取りにくいとか、そういう場合のためには、これは一応要望として、ぜひ対応していただきたいと思っております。

最後に、動物との共生や殺処分ゼロに向けた対策ということでございますけれども、今、地域猫、特に八女市は非常に広域で空き家もかなり増えております。そういった中で、猫の繁殖力は非常に強くて、春猫、秋猫と2回出産しますし、あつと言う間に増えていきます。そういったことで、現実、トラブル等を、やっぱり市のほうに相談とか、その現状というのは、先ほど市長の答弁にあったということで、ちょっと時間がございませんので、そういうのがやっぱり現実はあっていると思っております。

そういう中で、2000年には動物愛護法に対する違反をめぐる警察の処理件数というのが、2000年には動物愛護法ができたんですけど、今はその処理件数が警察が非常に増えていると

ということなんです、動物の虐待が増えているということで。それで地域猫、地域猫活動ということで、今いろんな支援団体が八女市のために頑張っていていただいております。やっぱり動物は、ある面では心の癒やしになって、動物を飼うことによって鬱状態が改善したとか、本当に癒やしになっている人たちも、いろんなことで数多く聞いておりますけれども、そういう支援団体との現状ですね、その支援団体との現状と課題の中で、八女市と行政側とのどのような意見交換等がされているのでしょうか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

今の支援団体、ボランティア団体さんといろいろ協力して、猫の対応とかやっているところがあるんですけども、ボランティア団体さんも八女市だけじゃなくて、広域的に活動していらっしゃるところもございまして、うちと関わりを持ったのが、大体今3団体ほどございます。そして、この方々が主に力を入れていらっしゃるのが、猫の不妊手術の推進でございます。猫を捕獲して、そして、不妊、去勢の手術をしまして、そしてまた、元の場所に戻してやるということで、繁殖を抑制するという効果があるとともに、手術後の猫は行動範囲も狭くなるということで、いろんなふん尿被害がゼロになるわけではないんですけども、一代限りの猫を見守りながら、できればその地域猫と人が共生してやっていると、そういう環境をつくっていききたいというところで動いていらっしゃる方々がいらっしゃいます。

我々としては、その方々がやはり一つの行政区とか、そういった単位で入っていかれるときに、ボランティアの方々だけでなかなかそこに入り込みにくいということも多々ございますので、そこは行政が間に入って、行政区長さんとかとの調整をやりながら、行政区長さんの御理解の下にその去勢手術のほうを実行していくと、そういった形で連携の形を取ったりしている部分がございます。

その他、ちょっと何かもう、捨ててもいいような毛布があったら欲しいとか、いろいろそういった御要望もございましたので、できる範囲のところで協力はさせていただいております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

私も、この支援団体の方たちとの意見交換もさせていただきましたし、現実、猫をシェルターに飼って、そういったふうに保護されている方との意見交換の中で、今、要望として私も感じるのは、今年4月から12月まで約670頭の去勢の手術をしていただいております。本当に、本来であれば行政がやるべきことかもしれませんが、捕獲を夜中に寒い中、暑い中、一生懸命やってあるんですね。多い月では80頭の猫を捕獲して去勢手術をしてもらっている。本当に八女市の環境を、そういう動物を守り、また、共生していくのと、プラス地域のふん

尿とかいろんなトラブル等も含めたこと、また、環境に対してでも非常に、こういう支援団体がいらっしゃるといことはありがたいことだと実感いたしております。

それで、ぜひこれだけの、この方の場合には猫の捕獲でございますけれども、ぜひ引き続き、今、無償での去勢手術をされているということでございますので、それに対する要望書の提出、これとあと、高齢者等で飼えなくなった保護猫等も捕獲されてあるわけですね。ですから、ぜひシェルターつきで保護する場所、例えば、小学校跡地等、それと、猫を譲渡する場所。せんだってば広域で今活動されていますので、大川はそういった支援団体はないんですけど、そういった譲渡場所を提供してもらって、22匹の猫がもらわれていったと言われておりました。市民との協働事業として、今はその地域猫活動の登録団体に対する活動の補助制度というのは、今は市民との協働事業の500千円の頭打ちの補助しか今、出ている状態ではありませんので、もっとこういう地域猫活動の登録団体に対しての補助ですね、これをぜひこの制度や地域への広報、そして、地域での市民の協力、飼い猫のいる家庭への去勢への補助や飼い方の指導の啓発、もう時間ありませんので、一応大きくそういう点をぜひ要望したいと思っておりますけど、これは担当部長に最後お尋ねしますけれども、ぜひこれだけ一生懸命やっている支援団体ですので、ぜひ場所の提供ですね、場所の提供。譲渡もできる、シェルターつきで保護できる場所の提供、それと、そういう補助制度、この2点をぜひ前向きに検討してもらいたいですけど、担当部長お願いします。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

ボランティア団体の方たちの取組につきましては、日頃から御協力いただいていることにつきましては感謝をいたしたいと思っております。

この間、お話をさせていただく中で、実は犬のほうの取組をされている団体さんがおられまして、既にNPO法人を立ち上げていただいております。八女市につきましては、NPO法人に対します支援等々の要綱を設置いたしておりまして、猫を今取り組んでいただいているボランティア団体さんにも、今、御努力をやる八女市中心に近隣の筑後市でやったり久留米だったりというボランティアも含めてですが、御協力いただいていたけれども、そういった団体の設立等々をぜひ法人化をいただくことによって、今、課長が申しましたとおり、今、八女市においては、行政区からの要望という形態を取らせていただいている関係で、市のほうが捕獲用のわなの貸出しであったり、餌だったり、マット等々の補助等々を一部させていただいておるんですが、なかなか任意団体というボランティア団体になっておりますので、ぜひそういった組織化をいただくことによって、全国的には日本医師会、それから、獣医師会がワンヘルス運動ということで展開をいただいておりますという部分もございまして、ぜひそういった設立等々をいただきながら、行政としての支援という形につなげていきたいと考

えるところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

市長、すみません。私のほうからの要望でございますけど、本当に捕獲の活動を一生懸命してもらっている八女市の支援団体さんがいらっしゃるの、ぜひそういった方たちとの意見交換をしていただいて、八女市の環境を守り、そして、そういった猫の繁殖を抑えながら、今やるときなんですね、今ある程度抑えていくことによって、本当に空き家も増えて繁殖が増えていきますので、ぜひ1回そういったところを見ていただいて、意見交換の場をぜひ持っただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

検討させていただきます。

○16番（三角真弓君）

本当にそういった人たちがいらっしゃるということを市長として知っていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後4時 延会